

令和元年6月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和元年6月10日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 令和元年6月10日 午前9時宣告（第4日）

応招議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

不応招議員 なし

出席議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	健康福祉課長	田村 秀明
副町長	中澤 一眞	産業建設課長	田村 正和
教育長	川井 正一	国土調査課長	橋掛 直馬
総務課長	麻田 正志	会計管理者兼会計課長	真辺 美紀
チーム佐川推進課長	岡崎 省治	教育次長	片岡 雄司
税務課長	森田 修弘	病院事業副管理者兼事務局長	渡辺 公平
町民課長	和田 強	農業委員会事務局長	吉野 広昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和元年6月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和元年6月10日 午前9時開議

日程第1

一 般 質 問

議長(永田耕朗君)

おはようございます。ただ今の出席議員数は14人です。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付のとおりです。
日程第1、一般質問を行います。
一般質問は通告順といたします。
9番、松浦隆起君の発言を許します。

9番(松浦隆起君)

おはようございます。9番、松浦隆起でございます。通告に従いまして3点本日の一般質問させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

1点目に、学校でのいじめ相談・早期発見の取り組みについてお伺いをいたします。

この質問につきましては、昨年の3月定例会におきまして、ご質問させていただいております。匿名でいじめを通報できるアプリの導入と、SNSの活用について、お伺いをいたしました。本日は、その進捗状況とSNS、特にLINEの活用についてもお伺いしたいと思います。

文部科学省の「問題行動調査」によりますと、2017年度に全国の小中高校などが認知をした、いじめが前年度比9万1,235件増の41万4,378件と前年に続き大幅に増加をし、1985年度の調査開始以来最多を更新する結果となっております。これで増加は4年連続となり、統計開始以来、初めて40万件を超えております。そこでまず、昨年もお聞きをしましたが、まず、本町における、いじめの現在の認知件数また、いじめの早期発見のために現在行っていることがございましたら、その点についてお伺いをしたいと思います。

教育長(川井正一君)

それでは、いじめの件につきまして答弁させていただきます。まず認知件数でございます。平成30年度佐川町では小中合わせまして、53件となっております。早期発見に向けた取り組みということでは、学校におきまして、学校生活アンケート調査を学期に1回ずつ調査しております。この中で嫌な事言われたりとか、本人がしんどい思いしたりとか、いろんなことについて答えができるようになっておりまして、1つはそういったことで早期発見につながっているとい

うふう考えであります。また学校では日常的にいろんな教員ができるだけ目配りをして、生徒の変わった状況、ちょっと遅刻が増えたりとか、ちょっと沈んでいるとか、そういった生徒の状況をできるだけしっかり把握して、早期に生徒と面談なんかをして悩み事を解決していく、そういった取り組みが日常的に行っているところがございます。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

小学校中学校分けてできれば教えていただきたいです。

教育長(川井正一君)

小学校が 43 件、中学校が 10 件となっております。以上です。

9 番(松浦隆起君)

先ほど国の報告のお話をしましたが、本町のいじめによる認知件数は昨年からすると少し減っておりますかね。上がってますかね。本町においてもいじめがなくなっているという現状じゃないということだと思います。冒頭にも申し上げましたが、このいじめについて少しでも早く察知をして、早期発見、早期対応への効果あるツールとしてこのいじめ通報アプリ、昨年質問いたしました、これを導入された自治体において効果を上げているということで、昨年の3月の定例会におきまして御質問させていただきました。教育長からは「教育研究所の取り組みの1つである不登校対策、この不登校対策が、不登校、いじめ、暴力行為改善というふうに位置づけておりますと、このアプリについてもその不登校対策の取り組みの中の1つとして、いじめ防止への1つとしても研究していきたいと考えており、導入した時のメリットを含めて導入に向けての研究というふうに捉えております」という御答弁をいただいております。その時私が申し上げましたのは、教育研究所で研究はするでしょうけれども、あくまで判断するのは教育委員会であるはずだと、いうことであります。佐川町の教育の最終的な責任を担っているのは、教育委員会であり、その中心は教育長であるというように私は思っております。その教育長がこれは本町の今回であれば、いじめ対策に取り組むべきものではないかという判断をすれば、その方向に向けての研究、検討という形におのずとくなっていくのではないかと、そういう意味で私は昨年の御答弁、結果は結論を先送りにしている、研究という形で次へ延ばしたというふうな、その時は感じておりました。どちらにしましてもその結論がどうなっているのかということ

は、聞いておりませんので進捗状況について、現状をお伺いしたいというふうに思います。

教育長(川井正一君)

はい、お答えいたします。まず教育研究所のほうで御質問がございました、柏市の状況も聞き取り調査をさせていただくと同時に、高知県における、そういったいじめの相談体制がどうなっているのか、そういった点の調査もしております。まず1つは高知県における、いじめの早期発見、早期対応のための相談体制としまして、心の教育センターにおきまして相談事業を実施しております。年度初めには4月には県下全児童生徒に、電話相談カード、相談チラシを配布しており平成29年度の実績としましては、24時間電話相談は958件、メール相談は94件となっております。また県は30年度から新たな取り組みとしまして、高校生を対象とする、「こうち高校生LINE相談」を期間限定の年間90日ということでやっております。昨年度の相談実績件数は257件となっております。この「こうち高校生LINE相談」は国の補助を受けてやっております。国の約1千万、これは定額補助で上限が1千万、それを活用しまして高校生のLINE相談、そういうものをおこなっている、そういう状況でございます。また御質問にございました、千葉県柏市につきましては平成29年度に実態として全国初めて導入されたということで、STOPitというアプリでやられておるということですが、29年度の相談件数は133件、30年度は165件と増えてきておると、そういった中で誰にも相談できない子供を救うことができていると、そのような回答も柏市からいただいております。こういった全国的な動き、それからまた高知県として取り組んでいる状況、こういったものを昨年度は調査をさせていただいたと、これを踏まえて今後どうするかを考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

9番(松浦隆起君)

1年以上経ってるわけで、この1年以上と言うのは、これだけに限って仕事しているわけではないので、この約1年間に長いのか短いのか検討する時間に、それほど時間をかけてる意味がわからないというか、これちょっと役場のほうには申しわけありませんが、これは教育委員会に限ったことではなくて全体的にいろんな政策の提案や、いろんな取り組み、どうしてもいろんなこと情報交換します。提案をして質問なり要望をしてから、実現できるその間のス

パンが、少し私は佐川町長いように前から感じております。議員の質問だけについて仕事しているわけではないので、「これちょっと早くやれ」って言うつもりはありませんけれども、今検討されたという内容お聞きすると、そんなに1年間以上も必要なのかなと、感じざるを得ません。現実には町内でいじめを認知されている、昨年お聞きした認知件数を僕控えているのがちょっと間違っていたのか、今年は減っているのかなと思ってましたが、増えてるということなので、そういった状況の中で、できる対策はよっぽど佐川町に予算的に、財政的にとてもやないというほどのものならあれですけど、そうでないのであればできる限りの対策、検討するというのが必要でないかと思えます。学校でのいじめによって子供たちが深刻な状態に追い込まれるケースが全国的にも後を絶たないと、1番大事なことはそれを悲劇を未然に防ぐためにいち早くキャッチをすると、適切に対処していくというのが大きな鍵であり、重要なことでありまして、ぜひ危機感を持っていただいて、柏市にも問い合わせをして状況をお聞きをしたと、今、教育長のお話にあったように、件数は増えていると、件数は増えているといじめ相談のSNSのキャッチが増えているということは効果が出ていると、効果が出ていることを議員から提案されているのに、今、具体的にはこれについて、このアプリについてどうだという御答弁は教育長からありませんでしたので、これを取り組むべきだと考えるのか、これは我が町としては取り組みませんか、はっきり御答弁いただきたいと思えます。

教育長(川井正一君)

答弁させていただきます。先ほど高知県が高校生のLINE相談を始めたというお話を答弁させていただいたんですが、これは文部科学省の国交省の事業活用してやっております。平成30年度にこの補助事業を活用した自治体が30自治体ございました。その中で都道府県は19都道府県、アプリについてもLINEについても私は基本的に文部科学省の補助事業を活用している中にはLINEだけではなくて、STOPitというアプリも活用してやっております。ですので文部科学省の補助事業を活用してやる方向が、1番良いではないかと、基本的にそういう認識でおります。そういった意味で県教委の取り組み等を詳しく調べさせていただいたということでございます。そしたらLINEのことに、30自治体のうちLINE以外

を活用してやっておりますのが、全部で7自治体ございます。その他23自治体がLINE使っております。ですので必ずしもLINE以外も国の補助対象となっておる自治体もございますので、そういった面を含めて考えていくということでございます。それで少しLINEのことについて御質問いただいた後、LINEを含めた考え方についてまた後ほど答弁させていただきます。

9 番(松浦隆起君)

後でこのアプリについてもう1度聞きたいと思いますが、今の御答弁はやるのか、やらないのかそれちょっと私にはわからないんですけども、ちょっと話をまず進めたいと思います。先ほど教育長からもありましたが、このLINEなどをSNSを活用したこのいじめ相談、アプリと同じく全国の自治体で導入の具体化を動き出しております。中でもこのLINE使ったいじめ等の相談でございます。先ほど教育長のお話にもありましたが、電話による相談という対応も以前からあるわけですが、子供からのSOSを拾いきれずにいたというのも現状であります。2017年に長野県で具体的な取り組みとして、LINEを使ってのいじめ相談が始まっております。長野県ではわずか2週間で前年の電話相談の倍以上となる相談が寄せられました。これを皮切りに昨年末現在、先ほど教育長からお話をいただきましたが、文部科学省の支援を受け、実施をする自治体は30を超えるまでになっております。この施行当初、SNS相談には実効性を不安視をする、そういう空気があったのも事実であります。現実にはSNS相談のアクセス件数が電話に比べ格段に多いという結果が出ております。総務省の調査によりますと、従来の電話の利用時間は1日あたり1分弱、またSNSは54分に上ると、言われております。このSNS今スマホ等が非常に急速に広がっているわけですが、そういうこともあってこのSNSは若者にとって欠かせないコミュニケーションの手段となっております。LINEを使ってのいじめ相談は大変有効なものと言えると、そういう状況になっております。このSNS相談を行う自治体の多くは学校通じて、児童生徒に相談窓口につながるQRコードを印刷したカードを配布しております。LINEであればQRコードという、スマホで読み込めばすぐにそこにつながるというコードですが、それを読み込み友達登録すると、相談が可能になるというものであります。先ほども申し上げましたが、この文部科学省においても、このいじめ相

談についてSNSの活用は有効なものとして、昨年度に引き続き支援を行っております。またこのLINEを運営しているLINE社は文部科学省に対して、SNSを使ったいじめ相談事業に関し、このLINE社のツールを無償提供する申し出を行っております。文科省に提出しましたこのLINE社の協力申出書では、青少年の主なコミュニケーション手段が電話からSNSへと変化しているとして、全国全ての青少年が気軽に相談できるようにすることで、いじめをなくし、青少年が安心して学習、その他の活動に取り組める環境整備を文科省とともに目指して行きたいと、強調されております。先ほど教育長から紹介いただきましたが、この高知県においても今「こうち高校生LINE相談」という事業が行われております。こういったこともぜひ参考にさせていただいて当然LINEを使った相談ということになると、これは主に相談になりますので、相談体制、それからLINE社がどこまで、どこのラインまで無償提供していただけるのかわかりませんので、ある程度このアットLINEというものを使っての、使い方になると思います。そのアットLINEは当然使用料が掛かって来ますので、ランニングコストといった検討課題がいくつあるのは事実でありますので、例えば本町だけの取り組みが難しいようであれば、近隣町村と連携をしてこの広域の子供たちのいじめ相談ということで、それぞれ市町村が負担しながらLINEの相談を立ち上げると、いうことも考えられるのではないかとこのように思います。ぜひこの時代の流れというのを敏感に察知していただいて、このいじめ相談におけるSNSのLINEも含めて、それから先ほどアプリの話をしてしまいましたが、このSTOPitというアプリのほうは相談というよりかは、こういうことが今ありますと、なかなか電話で伝えにくい、先生に直接伝えにくい、そういうことをすぐに伝えられる、キャッチできるものでありますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。答弁をお願いしたいと思います。

教育長(川井正一君)

お答えいたします。先ほどございましたLINEの件でございますが、まずあの株式会社LINEが国と連携して進める無償化というのがございます。これは今年の3月にLINE社が発表されております。その中では文部科学省のSNS等活用した相談事業に対し、本事業向けのLINE公式アカウントのスタンダードプランまた

は、LINEのプロプランに関する月額利用料金及びプレミアムID利用料金の無償化をしますという提案でございます。要は文部科学省の補助事業でありますSNS等活用した相談体制の構築事業、これを実施している自治体を対象とした無償化ということであり、これを現在先ほど議員もおっしゃいましたように30自治体が行っております。その中で都道府県は19自治体入っております、現在それに高知県が入って高知県は高校生だけを対象にして行っております。ただこの19自治体の状況を見ますと、中学生を対象に行っている自治体が15ございます。中学生と高校生合わせて、高知県みたいな高校生だけ対象としているところはわずか4しかございません。こういったことを考えますと、なかなか県はスタートしたばかりですが、今年度は高校生のLINE相談を充実することにしていきます。昨年度までは県立高校の生徒さんだけの対象でしたが、今年度からは私学も含めた高校生も対象にすると、そういう取り組みも始めております。ですので私どもとしては先ほど議員がおっしゃいましたように、広域でやるべきだというふうに思っております。ですので他の15自治体が既に中学生を対象にして取り組みをスタートさせております。そういったことを考えますと県教委において中学生を含めた相談体制事業を来年度やっていきたい、そのための要望活動として私どもには高知県市町村教育委員会連合会と組織がございます。この組織は毎年予算の、県の予算編成前の10月の初めに県教委に対して来年度の要望事項を上げております。その中にいじめ相談体制の充実これをぜひ取り上げていただくように、私としては要望活動していきたい、そのように考えております。そうすることによって県下全域を網羅できる、いじめ相談体制ができるんじゃないかと、そのように考えております。以上でございます。

9 番(松浦隆起君)

このいじめの問題というのは大きさではなく、命に関わってくる問題でもありますので、今、教育長からそのアプリについての御答弁がまたありませんでしたが、そのいじめ相談のLINEの中に含まれるかどうか、アプリは緊急的なSOSをキャッチするというものでありますので、LINE相談の方を今広域も含めて県を中学生まで幅を広げると、僕はなぜ高知県が高校生だけにしているのか意味がちよと僕にもわかりませんが、その要望を行って広域でLINEを使えるようにしてもらおう要望を行っているということ

でしたが、その中にでもそういうことも含めて本町での、本町単独でアプリというものの検討をやりませんということでもいいんですか。

教育長(川井正一君)

できれば既に県の方において心の教育センターが高校生向けにLINEでやっておりますので、その方向で私としては進めていきたいというふうに考えております。以上です。

9番(松浦隆起君)

わかりました、最初の答弁ではアプリをやるという答弁を何かされてましたよね、ですが最初に私が言ったように絶対やれということで私は質問するわけやないので、必要だと思って提案をする、それを受けて検討していただいて、これは我が町に手幅にかなうか、かなわないかを判断していただくのは町長や教育長や課長でありますから、判断した上でこれは我が町はこういう方向で、違う方向でやりたいということをきちっと返していただければ、それで話しは済むわけで、この今の短い私の質疑、答弁の中での答えが変わったわけですね、そしたらきちっと検討していただいて取り組んでいただければなど、今後に向けてお願いしたいというふうに思います。

それでは次の質問に移らせていただきます。フレイル予防の取り組みについてお伺いをいたします。これから日本は、人生100年時代を迎えるというふうに言われております。高齢者の皆さんが健康寿命を延ばし、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、包括的な支援・サービス、特に訪問医療や在宅看護の重要性が指摘されているところであります。本町におきましても、地域包括ケアシステムの構築など、高齢者の方が安心して暮らせる町づくりに取り組んでいただいているところであります。今からお聞きいたします、フレイル予防の取り組みもそういった中の大事な取り組みの1つであります。このフレイルとは少し聞き慣れない言葉かも知れませんが、加齢により歳を取っていくことにより心身の機能が低下し、要介護になる手前の虚弱状態のことを指し、健康状態と要介護状態の間を指します。早い段階で適切に対応すれば、要介護状態になるのを防いだり、遅らせることができます。適切な運動、栄養の摂取と社会参加によって健康を取り戻せると言われております。つまり、加齢に伴う虚弱化の予防、この取り組みがフレイ

ル予防であります。

人生 100 年時代と言われますが、日本人の平均寿命は確かに年々少しずつ長くなっており、健康寿命も当然少しずつ長くなってきておりますが、その一方でその差が徐々に開いているという現状になりなす。つまり、要介護期間が徐々に長くなってきている、平均寿命と健康寿命の差が縮まらないということになっております。2030 年には全人口の約 2 割が 75 歳以上になると言われておられ、75 歳以上の世代の 8 割近い人が自立した生活が徐々に困難になって、介護を必要とするようになることが予想されております。したがって生活機能が低下するフレイル(虚弱化)を少しでも遅らせ、例え 2 年でも 3 年でも健康寿命の延伸を図って行くことは喫緊の課題となっております。

そこでこの加齢に伴う虚弱化をどう遅らせ「健康寿命の延伸」を図るのか、このフレイル予防の具体的な取り組みについて基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

このフレイルという言葉について改めて確認をしますと、歳を取って行く過程で、足腰が思ったように動かない、それから転びやすくなった、友達と会わなくなった、柔らかいものばかり食べているなど日常的な些細な兆候から始まる「虚弱な状態」を言います。東京大学高齢社会総合研究機構の神谷哲朗氏という方はその対策として「予防基準を設けるべきだ」と、述べられております。「40～75 歳の現役を対象とした(主に 40～60 歳であります)生活習慣病の診断基準はあるのに、今後 75 歳以上の人が急激に増えてくるのに、その世代の予防基準がありません。市民に行動変容を促すにはまず基準を設けて自分事化していくことが必要です」と言われておられ、大変重要な指摘であります。この予防については具体的には「人が自立して生きて行くための基本的な機能である『食べる』、『歩く』それから『人と会話する』」そのことにターゲットを置いたもので「適切な栄養の摂取」、「体力の維持・増進」、「社会参加の促進」を進めることとあります。健康寿命のための 3 つの柱とされております。これらは、行政のみではなく、地域ぐるみの運動として皆が参加して初めて可能になるものではないかと思っております。また、現在のフレイル対策は健康審査が中心で、重症化予防に向けた個人指導がほとんど行われていないという事実もあるようでありまして、そこでフレイル予防として考えられる取り組みとしましては、まずフレ

イル予防についての普及と啓発、それから産官学民連携でフレイル予防を推進するための専門家の入ったプロジェクトチーム、また例えば高齢者健診の特定健診項目に生活機能評価項目(低栄養、休まず歩ける距離、歩行速度、片足立ち、人とのつながり)そういったものを追加すると、これは実際に行っている自治体もごございます。健康づくり応援手帳といったものを活用した生活機能評価(フレイルチェック)というものを行う。また、高齢者の就労と学びの場の提供を行う等があります。中でもこのフレイルの兆候をチェックする仕組み、フレイルチェックこの取り組みを、まずは進めていくべきではないかというふうに思っております。国に先駆けて導入をしました、千葉県柏市では、この社会福祉協議会主催の「フレイルチェック講座」を行い、市内在住の65歳以上の市民が、滑舌の良さや握力などを測るテストなどを行っております。この柏市ではフレイルを予防する取り組みを2015年度から始めており、市内に約30カ所ある地域包括支援センターなどで、月1回以上、年40回程度「フレイルチェック講座」を開催しております。講座は簡単なフレイルチェックからスタートをしております。参加者は両手の親指と人差し指で輪っかを作り、ふくらはぎの1番太い部分を囲むテスト、後ほど皆さんもやっていただいて自分がどうか試していただければと思いますが。そのテストで指の輪っかで隙間ができる人は筋肉量が減っていて、転倒や骨折の恐れがあるということだそうであります。また、「お茶や汁物でむせることがありますか」「昨年と比べて外出の回数は減っていますか」そういった11項目の質問に赤と青のシールを貼って答える「フレイルチェック」いうものも実施しております。そういうものもあるということが多い人ほどフレイルの兆候が強いということでもあります。これらを確認することで高齢者の方が自分自身の心身の状態を知り、改善への取り組みを始めてもらうと、ということが狙いのようにあります。この講座では、フレイルの予防に「栄養」「運動」「社会参加」の重要性を強調。チェックした後は、「筋肉のもとになるタンパク質の摂取を」また「サークルやボランティアなど自分に合う活動を見つけよう」などのアドバイスも行われております。このフレイルチェックは、現在、約20の自治体が介護予防事業として取り入れており、これらの自治体では、合わせて、元気な高齢者に事業の支え手となってもらおうと「フレイル予防サポーター制度」も導入しております。市内各地にある地域サロンを

主な活動拠点として、講座の参加者にフレイルチェックの測定を行ったり、フレイルを予防するための知識なども伝えております。こういった点を踏まえまして、本町におきましてもまずはこのフレイル予防に関する普及・啓発、そして先ほど申し上げましたフレイルチェック講座、こういったものの開催から取り組みまして、フレイル予防をしっかりと押し進めていただきたいというふうに思っております。以上の点について、お考えをお伺いいたします。

健康福祉課長（田村秀明君）

おはようございます。松浦議員の御質問にお答えします。佐川町におけるフレイルの取り組みですが、現在佐川町では東京大学が広範したフレイル予防の取り組みについては行っておりませんが、介護予防としまして、「いきいき百歳体操及びふれあいサロン」などに取り組んでおります。先週もですね、6月4日に中央西福祉保健所主催でフレイル予防講座が桜座で開催されました。百歳以上の全国の人口が55年前が昭和38年になりますが、153人であったのに対して去年は約7万人、30年後は80万人になるというふうに言われております。人生100年時代と言うことになって、老いの期間が長期化することが課題になっているというふうなお話でした。そのため加齢に伴う虚弱化、フレイル予防について、フレイルチェックの取り入れしている自治体が増えているということで、現在52の自治体を取り入れてるということをお聞きしました。実際ですね、取り組みの詳細までについてはわかっておりませんが、おおむねのことは理解しました。それで佐川町の今後の取り組みとしまして今現在、「いきいきかみかみ百歳体操やふれあいサロン活動」ではなくですね、ご自身に合った趣味やスポーツを楽しんでおられる元気な高齢者の方もたくさんいらっしゃいます。そのような今ある集いの場をフレイル対策、健康寿命に対する意識改革、気付きの場としていけたらというふうにも考えていますが、どのように当町に合ったやり方に展開して行くのか、どうすれば住民の方々にしっかりと根付く取り組みとなるのか、そこは大きな鍵となって来るかと思えます。当課としましてはですね、関係すると思われる課とですね相談しながら前向きに、普及啓発フレイルチェックをですね、取り組んでまいりたいというふうには考えております。以上です。

9番（松浦隆起君）

担当課の方におきましても、フレイルというのはこれからの状態

だというふうに思いますので、今、課長から普及啓発それからフレイルチェック等取り組んで行く方向で検討するというのをいただきましたので、ぜひ今現在も先ほど課長も言いましたように、百歳体操やいろんな形で、高齢者の方の元気に向けての取り組みしていただいておりますが、こういった視点も合わせて取り組んでいただければというふうに思います。このフレイル予防の中には、年齢を重ねても食べる力を維持をする、オーラルフレイルというこの予防対策も含まなければならないと言われております。口腔機能の維持向上により、低栄養や筋力低下を予防することは、高齢者の健康寿命の延伸に大変重要であります。今後のオーラルフレイル予防の取り組みというのを、今、課長が言われましたこれからのフレイル予防、その取り組みの中の健康増進策の展開と合わせてこのオーラルフレイルも取り組んでいただくと、ということも重要だと思っております。ちなみに高齢者を対象とした歯科検診、というものは歯周疾患の検診のみならず、口腔ケアの役割も果たし、誤嚥性肺炎の予防にもつながると、こういった方の80歳を対象とする歯科検診と、いうのを実施もこのフレイル予防という中での考え方としては有益ではないかというふうにお考えしておりますので、こういった点も先ほど課長のご答弁に合わせて今後検討していただきたいということをつけ加えておきまして、これにつきましては終わらせていただきます。

次に3点目の質問に移ります。ごみ出し支援の取り組みについてお伺いいたします。先ほども今お聞きしましたフレイル予防の取り組みにつきましては、高齢者の方が元気で住み続けられる、その事を目指したものであります。この、ごみ出し支援の取り組みにつきましては、高齢者の方が、地域で住み続けやすい環境づくりとして大変重要な取り組みだと考えております。今回質問いたします、このごみ出しについてのご相談はこの数カ月くらいの中に、複数の地域の方からいただくようになりました。これは、私の地元の斗賀野地域だけではなくて、複数の地区に渡っております、ご本人からであったり、またその高齢者の方の別に住んでおられる娘さんなどからお話というのをいただいております。御相談の内容は、自宅からごみ集積所、ごみステーションまでが距離があり、1人でごみを出すことが困難になりつつあるというものであります。数年前から私の地元の自治会の方からも同じ御相談をいただいております、

私の地元のごみステーションは場所的に、地域の下手のほうにあります。上手の方からは少し距離があると、上手に住む高齢者の方から土地を道路沿いの所を提供するので、そして自分達で簡易ごみステーションを作るので、その上手にごみステーション増設をお願いできないだろうかという相談をいただきました。町民課の方に早速お願いしましたが、基本的に増設ということはできないという回答でありました。こういった地域の方の声は、ある一定程度他の所にもあるのではないかなあというふうに思っております。今後ますます増えることも容易に想像できます。そこで、まずお伺いしたいと思いますが、こういったごみ出しに関する御相談が、町民課の方に直接どの程度届いておるのか、また先ほど私の地元の話をお届けした時点で、現状のようなこういう状況は、想定ある一定できたのではないかと思います。現在担当課において、こういったことの対応を考えておられることがあれば、お示しいただければと思います。

町民課長(和田強君)

おはようございます。松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。まずごみ出しの件の相談についてですが、以前ですね数件ごみ出しができないので、ステーションを近くに持って来てもらいたいという質問がありましたが、基本的にその高齢を原因としたごみの新設というのをですね、行わないというような回答をしておりますので、最近はそんなに質問は多くございません。それと以前松浦議員の地区のですねごみ出しの関係のご相談があつて以降なんですけど、ただ先ほど高齢化に対してはとあつたんですけども、とはいえそういった状況がどんどん進んでいるであろうということは、担当の方も認識しております。担当の中ではお話はしてはるんですが、現時点で具体的にこうするという取り組みを検討を始めている状況にはありません。以上です。

9 番(松浦隆起君)

具体的な声は届いていないということでありましたが、こういったなかなかごみをステーションに持って行きにくいというのが、現実の声として、先ほども言いましたがございます。環境省は現在今言いましたように、高齢者を対象にした地方自治体のごみ出し支援制度の普及というものに、乗り出し始めております。足腰が衰え集積場までごみを運ぶのが困難な人を支援するだけでなく、高齢者の見守り活動としての効果も期待をされております。国立環境研究所

資源循環廃棄物研究センターという所が、2015年に行った調査によりますと、高齢者を対象としたごみ出し支援制度を設けているのは、全国1,741市区町村の22.9%にとどまっております。現在環境省が調べたところでは、23%とコンマ1%上がっているということでありました。ただ支援制度のない自治体のうち39%は将来的には検討したいと、答えておりまして関心の高さを示している、また産経新聞の記事によりますと、今年の初めに行った環境省の調査では、困難な高齢者が多くいると答えたのが53%あり、今後の高齢化により困難な住民が増えるという、答えた自治体も87%に達しているということでもあります。またこういった状況を踏まえ、環境省は、本年度モデル事業を実施することになっておりまして、規模の違う自治体を大小5カ所程度選び、行うことになっております。このモデル事業は、自治体直営型、また委託業者との連携型、町内会といった地域のコミュニティを生かした取り組みなど、さまざまな方式で高齢者世帯のごみを個別に収集することを想定をしております。可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみなど種類ごとに適切な収集の間隔や方法、必要な人員も調べております。先ほども触れました、今年初めに環境省が行った調査では、高齢者のごみ出し支援は自治体が行うべきだと言う質問に対して、肯定的な意見だった自治体は半数に上っていると、環境省はこのモデル事業の結果とともに、先進事例などを集め10年度末までに、自治体向けのガイドラインを策定する予定であります。このごみ出し支援は具体的にはごみ出しが困難な高齢な方や、障害者の方のお宅まで伺い、個別に収集するというものであります。先ほども申し上げましたが、今現在個別収集を行っている自治体は、全体の約23%ですが、自治体数にしますと約400自治体ということになります。高知県内におきましても、高知市や安芸市など複数の自治体で実施をされております。ごみ出し支援の方法は自治体によってさまざまあります。高知市等が行っている自治体の職員が直接収集に行く、ふれあい収集事業といった形や、またシルバー人材センターなどに委託するケースなどもあります。またごみ出し支援は高齢者の見守り機能も果たしておりまして、横浜市では実際に人命救助につながった例もあります。ごみ収集に行ったところ、ごみが出ていなかったのもので部屋の中の様子を見たところ、うずくまっている高齢者の方を発見をして、事なきを得たということで、横浜市ではこういった例が年に数件あるということで、そう

という意味で地域の見守り役も果たしているということが言えます。また、シルバー人材センターに委託をしている、福岡県の大木町では、ごみ出し支援の訪問時に、「困りごと相談」いうのを実施をしております、ファックスのインク交換や時計の電池の交換など、簡単な作業に応じ大変喜ばれているということでもあります。また新潟市のある地区では、地域団体と学校が連携して路面が凍結しやすい、冬場だけに限っているようですが、中学生が登校時にボランティアで高齢者の方のごみを集積場まで運んでいると、いう工夫をしている地域もあるということです。今いくつか事例を紹介させていただきましたが、このごみ出し支援を実施してる自治体では、行政や地域などが連携をしながら、高齢者の方の支援を行っております。このことは本町にとっても、決して、他人事ではなく現実に本町が直面している課題であり、これから益々そういった方はどんどん増えて来るといふふうに思います。その意味で、実施に向けた真剣な検討を求められているといふふうに思います。私の質問をしております、又町長が同じく今取り組んでおられます、このSDGsというこの理念、「だれ一人取り残さない」持続可能なまちづくりという点から見ましても、取り組まないという選択肢は、私はないといふふうに思っております。この高齢者のごみ出し支援というものに早急に取り組んでいただきたいと思っておりますが、お考えをお伺いしたいと思っております。

町長(堀見和道君)

おはようございます。御質問いただきまして、ありがとうございます。松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。松浦議員が今ご意見いただきました、御提案いただきました内容、大変重要なことだといふふうに認識をしております。高齢者のごみ出し支援につきましては、今佐川町が取り組みを進めております、防災まちづくりサロン、自分事の防災、いう観点と考え方は同じではないかなといふふうに思っております。まず基本となる部分で自助があって、お互い様の共助があって、共助でもできない部分をしっかり公助、役場として役割を果たして行くと、ということが大切だといふふうに思っております。まず私自身振り返ってみますと、御近所の方で高齢者の方でごみ出しが大変だといふ方がいらっしゃれば、玄関先に置いていただければですね、集積場まで持って行きますよと、いう活動をまずは自分自身に置き変えて、取り組んでみたいなあという

ふうに思っております。自治会ごとにごみ出しに困っている方がいるのか、いないのかその辺りをぜひ皆の力で確認していただいて、自治会の中には世帯数が少ない、高齢化が大変進んでいる所、距離がご近所さんの距離が離れている所もあります。自治会の中で、共助でとても対応できない想定される所もお家もあろうかと思えます。そういったお宅につきましては、役場としてどのような対応をするのかということをしかり考えて行くことは必要だと、いうふうに思っています。今日松浦議員から御提案をいただきましたので、町執行部としては早期に検討して結論を出して、取り組みをして行きたいと考えております。また合わせて一般廃棄物の問題につきましては、やはりできるだけリサイクルを進めて行くという視点が大事だと思います。SDGsの観点につきましてもごみをできるだけ分別をして、リサイクルにつなげていくと、そういう取り組みがこの高吾北の広域でもとても大切だというふうに思っておりますので、一般廃棄物、家庭のごみという視点で住民の皆さんと一緒にともに勉強しながら、ともに力合わせて取り組んでいきたいと考えております。ありがとうございました、以上です。

9 番（松浦隆起君）

検討していただけるということですので、町長が言われたように地域で助け合う、当然そういう形も必要だと思います。ただぶっちゃけて言うと地域で交流がない、なかなかできないそういう地域の中で各個別に見るとそういう方もおられますのでそういう方にはなかなか地域のそういう手はいかないという場合もあると思えますので、そういったことも想定をしていただいて、ぜひ総括的に町民の皆さんも、特に高齢者の方の支援をどういった形でできるか、取り組んで検討していただきたいと思えます。

もう1点、冒頭でも触れましたが、このごみステーションの増設、近くにあれば個別の収集が必要ないという場合もあるわけですね、各自治会の状況によってはこういったことが求められてくることも、これからもあるのではないかと、当然今ごみ収集はルートを作って、ある一定の時間内で行っておりますから、むやみにたくさん作るということは不可能かもわかりませんが、基本的に増設はしないという固まった考え方ではなくって、状況に応じては柔軟に対応して行くということもこれからは必要になってくると思えます。地域でごみを助け合って出そう、今町長もそう言われましたが、私の

地元で言っても回りは全て高齢者の方、高齢者の方が高齢者のごみを助けるということではできない状況にもなって来ているわけで、そうなる individually 収集してもらうか、出しやすい何とか行ける所にごみステーションがあるということではないと、ごみがなかなか出せない、ということになると思いますので、ぜひこの点についてお考えをお聞きしたいと思います。それからもう1点、今現在はごみステーションの設置に関する費用は、役場から出ていないと思います。また修繕についても補助的なものもありません。ただ、本来ごみの収集というのは行政サービスの一環であります。事故なくごみ収集事業を行うっていう責務は私は役場側にあると思っております。その意味から言えば、額の大小は関係ありませんが、一定の補助を行うといったことは、私は必要ではないかというふうに思っております。公民館等の修繕に補助を行っているということと、同じ考え方でないかと、昨年うちの地元のごみステーションが、高齢者の方が何とかかんとか持って来ておりますが、時間が後の方になるとたくさんごみが積み重なって、上の方へよう上げない、なかなか出せない、かといって前へ置くと道路が狭くなって、車にまぎるということで地域で自治会で相談して、横へもう少しステーションを増設をしようということで、増設しました。その時にも担当課に少し何らかの全額じゃなくていいので、補助がないでしょうかと相談しましたら、ありませんということで、自治会で自治会費でその増設する部分の横に広げる部分のごみステーションを作りました。できればそういう所に同じ共同という助け合いながらという考え方でまちづくりを行っているのであれば、少しでも補助があるということも、あってもいいのではないかなというふうに感じております。この「ごみ集積場の整備補助金」というような名目、それぞれいろんな名目がありました。こういう形で補助金を交付している自治体は全国にたくさんあります。以前にこのごみステーションの増設とともに、補助制度についても担当課長に、検討をするべきではないですかということに、投げておりましたので、ぜひこの点について2つの点について、お考えをお聞きしたいと思います。

町長（堀見和道君）

松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。先ほどお答えさせていただきました、全体のごみ収集について、全体を検討するという中で、ごみ集積場所の設置基準についても、柔軟な考えができ

るようにですね見直しを検討したいと考えております。またごみステーションの設置についての補助についても合わせて検討して、今年度中には結論を出してですね、来年度スタート時には決めた内容でスタート切れるように結論を出して行きたいと考えております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

わかりました、ぜひよろしく申し上げます。今日お伺いした取り組みは誰一人取り残さないと、そういう持続可能なまちづくりに向けてのそれぞれの分野での大事な取り組みであるというふうに思っております。それぞれ取り組んでいただける、また検討していただけるという御答弁をいただいておりますので、ぜひこのより良き佐川町を作るために、御検討いただきますようお願いいたしまして、質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上、9 番、松浦隆起君の一般質問を終わります。15 分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 5 分

再開 午前 10 時 15 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、3 番、西森勝仁君の発言を許します。

3 番（西森勝仁君）

おはようございます。3 番、西森勝仁です。いよいよ5月1日に令和の時代がスタートいたしました。この時代が平和でよい時代ありますとともに、佐川町にとりましても、希望に満ちた飛躍する時代であってほしいと願うものであります。そのためには議会、執行部ともにその役割をきちんと果たしていく必要があると痛感しております。

それでは通告に従いまして、一般質問を行うわけではありますが、私は今回も今までどおり、町民の皆様の声なき声や、少数意見なども織りまぜながら、お尋ねしたいと思っております。

この前のことではありますが、3月定例会も終わって、しばらく経った頃、町内のある量販店で名前は記憶にありませんけれども、顔

見知りの方が私のほうにやって来まして「西森さんよ、この前役場に行って用事があったって行っちゃったら、ちょうど議会をやりよって西森さんが質問しよったので聞きよったが、議会ち、あんなものかよ」と。こういうことでしたので、私が「それはまた、どういう意味ですか」と聞きましたところ、「そうじゃいか、あんたの質問に町長はろくに答えんし、それに次の日の高知新聞を見たかよ。おまんが高新の記事に載っちゃったというて質問したのに、答弁したことは、あれは高知新聞の事を言うたことじゃない。というて書いちゃったが、あれは何ぜよ、あほらしゅうないかよ」と。私は思わず、恥ずかしさのあまり一瞬、身震いがしました。さらにその人は私にこう言い残して去っていきました。「あの町長はオウムの上祐みたいなものじゃのう」と。私はこの人に言われるまでもなく、あの新聞を見た時に何じゃこれほど。本当に怒り心頭の思いで、これはしかるべき所でした。今、確認する必要があると思ったことでした。今、言ったこの問題の3月定例会のやり取りは加茂の産廃問題について、私が高知新聞のスクラップを見せながら、私が高知新聞の切り抜きと県からもらった資料がありますと、こう言って明確に新聞名を言って日時も言って質問を始めております。さらに12月22日の高新に載っておりました、また佐川地区の住民説明会でも加茂の女性自治会長からも説明を求められておりました、腹をくくったとはどういうことか。また、高新では産廃の住民説明会前の受け入れ宣言はフライングぎみではないかと、報じられていたが一体どうなっているのか。私は日付と新聞名を高新と明確に言って質問をしました。

そしてこの町長答弁、議事録で確認をするというならば92ページからですが、この答弁はマスコミが決め付けた書き方をしてある。そういう場合があると、いうことだったので、私が町長がなんぼそんなことを言っても町長が新聞やテレビで、報道されたことについては町民がその通り額面通り受け取りますよと。そして佐川町民の7、8割はおそらく高知新聞を取っているのではないか。こういうふうに町長の言動をただしたわけでありませう。

そして翌日の3月5日の高知新聞には、佐川町長新産廃報道批判、とあり小見出しでは決め付けた聞き方をすると、こう載っていたわけですね。町長は一般質問のあつち、高知新聞の取材を受け「あの答弁は高知新聞に対して言ったことではない。他の報道でくつつけたによつては伝え方が微妙に変わる報道をするところがあった」と

こういうような話をしたようではありますが、それでは私に対する答弁は一体あれは何だったのだろうか。上の空、架空の例え話で答弁していたのか。この了見は何かについてお尋ねするところであるわけですが、その前に一言申し上げたいですが、町長はいつも答弁に際して「ご質問いただきありがとうございます」と謝意を述べておりますが、私はそんなリップサービスと思えるようなそんな発言は一切不要でありますので、明解で解釈の余地のない誠意ある答弁を願いたいと思います。お願いします。

町長（堀見和道君）

ご質問いただきましてありがとうございます。このご質問いただきましてありがとうございますというのは自分自身に言い聞かせる意味でも言っておりますのでご容赦いただきたいと思います。私は議員の皆様から、いろいろご質問いただいて、私の意見を述べる時間をいただいているということに本当に感謝しております。私はずっと今後も謙虚な人間でいたいと、自分を戒める意味でもありがとうございます、ということをおっしゃっていただいております。今後ずっとこのことは言い続けていきたいと考えております。

また、オウム真理教の上祐さんが、どういう方か私は個人的には存じ上げませんが、一般的に言われているオウム真理教の上祐さんとは、私は似ても非なるものと言うふうに思いますので、この場で私の意見としておっしゃっていただきます。

マスコミの皆さんには私はお願いしたいのは、私の真意、私が住民、町民に伝えたいことを正確に伝えていただきたいと思いますということをいつも思っております。そうしていただければありがたいなと思います。ただ、週刊誌等も含めて答弁の最初と最後をくっつけただけで、紙面で出したり、決め付けたものの言い方になったり、私の真意が正確に伝わっていない場合が、結構あります。そういうことも踏まえて前回の西森議員のご質問には答弁をさせていただきました。今後も私はマスコミの皆さんにお願いをしたいのは、私が住民の皆さん、町民の皆さんに伝えたい真意が正確に伝わるかどうか、このことが大切であるというふうに考えておりますので、そのことは今後お願いをしていきたいと考えております。以上です。

3番（西森勝仁君）

まず、初めの町長答弁第一声は議員の質問に謙虚でありたいと。そして、マスコミには自分の真意を正確に伝えてほしいということ

であります。この時も前回の時も私は高知新聞、こういった公共性の高い新聞については、新聞報道の新聞記者も公正公平に報道している、ですから週刊誌などのゴシップ記事とは違う、こういったことも厳しく指摘をして質問をしました。今の答弁の中には高知の記者に対して記事に対しての回答はありません。私はこの件を聞いていますので、答弁をしていただきたいと思います。まず町長は先の3月議会で私の答弁に答える形の中で、「議会だよりにまとめる時には、事実を伝えるようまとめてもらいたい」と、こういうクレームか注文か、わかりませんが、そういった答弁がっております。私はまとめる中で答弁の内容をそしゃくし、そんたくし、まとめあげるようなことのないよう、明解で解釈の余地のない答弁をいただきたいと思います。できないものにつきましては、私の政権、私が町長のうちにはできん、こうはっきり言ってもらって結構です。

町長も学生時代は有名なソフトボール選手であったと聞き及んでおりますが、私はど真ん中の打ちやすい、ストレートだけを投げています。ライズやドロップなんかは投げていません。これを故意にファウルにしたり、見逃し三振にしたりしないで、積極的にバッドの芯に当てて、打って出てきていただきたいと思います。これからの答弁のないものについては、質問あって答弁なし、としっかりと書きますのでこれはお伝えをしておきます。もう一度さっきの答弁をちょっと補足してください。

町長（堀見和道君）

お答えいたします。議会だよりの話がありました。議会だよりでも、やはり議員の皆様、執行部のみんながですね、答弁した内容が、正確に住民の皆さんに伝わるということがとても大切だなと思っております。ただ、西森議員が町会議員になられて、1回目の12月定例会で私とのやり取りがあったと思っておりますが、12月か3月だったですかね、私の発言の前半と後ろのところをつなげて、私の真意が正確に伝わっていない、ものがありました。それについて個人的なことになりますが、私の母親が議会だよりを読んで「夜も眠れなかった。本当にこんなことをあんたがしゅうかね」って次の日に来ました。「あれは私が町民の皆様に伝えたかったことではありません」というふうに伝えさせていただきました。

なかなか書面で限られた文字数の中で正確にお伝えするというこ

とはマスコミの皆さんも議会だよりも、難しいのではないかなと思いますが、私の本当の真意が、正確に伝わらないということは、私としてはすごく残念なことです。住民の皆さんに改めて聞かれた時には、しっかりとお答えをしなければいけないと思っております。私の母だけではなくて、かなりの町民の方から、議会だよりを見て、「これ町長本当かえ、こんなことを言いやあせんよね」という声はかなりたくさんいただいております。そのことだけはお伝えして最後に、ぜひまたマスコミの皆さん、議会だよりでも議会でのやりとり答弁をできるだけ正確にできるだけ伝えていただければありがたいなというふうに考えております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

今の町長の答弁は私の質問している本質から、はぐらかしています。全部ファウルボールです。私は私に答弁したとと高新記事に載っちゃったこととなぜ違うかと聞いているんです。答弁願います。

町長（堀見和道君）

私の考えでは違いはないと考えています。以上です。

3 番（西森勝仁君）

どこが違いがないですか。私は高知新聞の記事からと言って質問したのに、あの答弁は高新のことではないと。どこが違うんですか。わかりやすく教えてください。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。西森議員は高新の記事について取り上げたかもしれませんが、私の回答はマスコミ全般についての回答をしました。以上です。

3 番（西森勝仁君）

それは方便、詭弁というものですよ。昔はね、仏のうそは方便といわれたようです。そして武士のうそは武略といって戦国時代には勝つためにそれぞれの価値観があったようです。今のは妙におかしいと思いますが、二枚舌のように思いますが、後でももっとじっくり聞いていきますけれども、今この場で答弁があれば、修正することがあれば修正していただいて結構です。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。特に修正はございません。以上です。

3 番（西森勝仁君）

修正がないということですので、それは仕方のないことだと思

ますけれども。今言ったようその価値観、これは今の時代、選挙戦でも誹謗中傷やデマを流すこういった戦略と非常に似ている所がありやあせんかと思うところであります。また以前に私の質問に対して町長は子供の頃から、人のため世のためと言って育てられ、今は佐川町長として世のため、町民の幸せのため仕事をしている、こういうふうに答弁をしています。

私は子供の頃から、うそは泥棒の始まり、あるいはうそをつくとお腰に松が生える、こういつて育てられてきました。今回での質問戦、私への答弁は町長はマスコミ全体を言ったものだと、今そういう答弁がありました、あれは何だったのか。今言いましたように、これは私を愚弄しているとはしか言いようがない。私はそういうふうに思っています。私も住民の負託を受けて質問しているわけでありますので、これは私のこけんに関わる大問題であります。それ以上に議会軽視、それどころかもうこれは議会を冒瀆するもの、そういうふうに受け取っています。本会議の言論の府で、その場しのぎのでまかせ答弁、そしてあっちから詰められりゃあ、実はこうだと、そういうことを言っているように思います。これは高新的の記事からみましたらそうとはしか受け取れません。

これはもう二元代表制を定めた憲法の精神を踏みにじるものでもあります。民主主義の根幹を揺るがすゆゆしき事実、こういうふうに思っております。これは町長、ことによっては私らあ問責決議も必要ではないかというふうに思っておりますが、どうですか答弁願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。問責決議と言われても、私はどのようにも答えようがありませんのでよろしく申し上げます。以上です。

3番（西森勝仁君）

まあ、議会答弁はその程度の認識ということが大体わかってはきましたが。私もこういった次元の低い、こんな話はいつまでもしたくありません。私は選挙に出るにあたってその公約もしております。稼げる産業おこしと、雇用の確保など、こうした政策議論をしなければ、ならないところですので。先ほど来、申し上げており二元代表制の言論の府での答弁がこんなことでは住民の負託に答えられないと思うところですのでしっかり責任のある、明確な今も言いましたように解釈の余地のない答弁をしていただきたいと思

うところですが、町長は同じような答弁を繰り返すだけですが、明解な誠意ある解釈の余地のない答弁、これにつきましてお願いしたいのですが、いかがですか。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。そのように答弁をさせていただいているつもりであります。

なかなか執行部から議員の皆さんに反問権、逆に質問をさせていただけないので私が一方的に言われる質問される立場になる訳ですけどもぜひ西森議員に私から質問できるようにお願いしたいなと思っております。西森議員はきつとうそをつかない、私ほうそをつかないという発言もされておりましたので、ぜひよろしくお願いたします。以上です。

3番（西森勝仁君）

この問題をひっばってもいけませんので終わりにしますけれども今の答弁でも非常に曖昧、曖昧なことが多すぎるこういうふうはこの件につきましては申しておきたいと思えます。

次に人事問題についてお尋ねするところでもありますけれども、今回のこの問題は、疑問点というかいろんなことが多すぎまして、理解に苦しみます。どこからお尋ねしようかと思いましたがけれども、なかなか整理がつかかぬますので、まず人事管理の状況について町長の現在の認識をお尋ねしますが、町長は今年の3月議会で私の職員の超過勤務手当の質問に対し、人事管理の現状につきまして、こういうふうに答弁をしております。「私は、現場の声を聞きながら毎月毎月、超過勤務の時間数なども含め、全職員のものを見ています。現場の状況も把握しながら、また各課長の意見も聞きながらやっています」と、まあこう言っております。さも、職員それぞれの状況を手に取るように把握しているよと、まあこう言っているようです。さらに町長は、「最終的には私は覚悟を決め、しっかり責任をとっていくという決意で職務に邁進していますのでご理解ください」と、こう答弁している訳であります。これは課長の意見も聞いたりしながら、人事評価もし、職員一人一人のこともよく理解し、把握しているよと、こう言っておりますので、部外者であります私はもうこれ以上は聞きようがありませんでしたので、これを了としたことでした。あれからしばらくたっておりますが、今の人事管理の現状と町長の認識についてご答弁をお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。ぜひ西森議員には副町長時代の8年間、どのような人事管理をされていたか教えていただければなあと思います。私としては現時点で町の人事管理につきましては適切に行われていると考えております。なお詳細につきましては総務課長より説明をさせます。以上です。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。人事管理についてでありますけれども、佐川町の人材育成基本方針というのが平成27年9月に策定されておまして、その中で人事管理制度について書いてあるところがあります。

それによりますと人事管理の中には3つの柱がありまして、有能な人材の確保、そして効果的な人事配置、そして人事評価制度の構築というものが有ります。有能な人材確保につきましては、これは採用試験が最たるものかなというふうには考えております。採用試験を通じまして佐川町が求めている人材像それに相応しい人を確保していくということになるかと思っております。効果的な人事配置につきましては、これは職員の人事異動と、そういうことが該当するのではないかと思っております。これにつきましては採用後10年に満たない職員などにつきましては、様々な職種を経験するという事で視野が広がるということなので、この時期を育成期と捉えて人材育成に主眼を置いた計画的な人事異動を行うことで、事務の効率化や人材育成を図るといふようなことになろうかと思っております。この人事配置につきましては職員のほうからも希望調書を頂いて、その分につきましては全員の方の異動の希望がかなうわけではありませんけれども、この異動希望に沿うような人事異動も行っておるところではなかろうかというふうには考えております。

最後に、この人事評価制度の構築につきましては、現在人事評価自体が実施されております。これにつきましては職員個々がその年度の個人目標を設定してこのような目標を達成すると、そのためにはこのような行動経過をおこすということによってやっております。またもう一方で能力評価としまして、能力評価シートを用いましてその職員の能力につきまして評価をしていって人事評価をやっております。その人事評価の結果を受けまして、翌年度あるいはその年度において当初面談、中間面談、最終面談を通じまして、あなたにと

ってはこの項目をもうちょっと上げるにはこういうことを気をつけたら良いと、ここはよくできておると、そういうことを通じて人材育成を図っております。以上が私が今、回答できる人事管理についてでございます。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

ただいま、町長の補助機関である、執行機関の補助機関である総務課長からご答弁をいただいたわけでありましてけれども。私は特に総務課長から答弁を求めているわけではありませんでしたけれども、それは答弁は答弁でよろしいわけでありまして、そこで町長にお伺いしておきますが、補助機関の職員、この各課長、補助機関の職員、各課長が発言する答弁、これは町長の言葉と捉えてよろしいのか一点。

なぜこういうことを私がお伺いするかと言いましたら、一昨年12月議会この時に片岡勝一議員は時代も時代、要約したら時代も時代やから時代の流れも写していける、記録に残る動画の録画のある防犯カメラを設置してもらいたいよという要求をしていたわけでありまして、その時の総務課長答弁は国、県の補助金もあるよと。だから自治会なりそういった地域がやりたければ補助金はある、これを要約してみますと、まあやりたけりゃあやりや、補助金はあるわねとこういうふうに取り上げたわけですが、これを町長に言いましたら、私の口からは一言もそういうことを言っていないと。確かに町長の口からは一言も言っていないわけでありまして、今ここで確認をしておきたいのですが、各補助職員の答弁は町長の口と、こういうふうに取り上げたわけですかその点をひとつまず確認をしておきます。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。今、防犯カメラの話が出ました。西森議員からは国の社会資本整備総合交付金を使えるはずだと、調べてくれといわれましたが、実際には使えないということがわかりました。私は執行部課長の皆さんに答弁を求める時は、全て責任は私にあると思っております。課長の答弁で何か足りない時、もし間違った答弁をした場合は、補足修正をその都度させていただいております。ですから、課長が述べた答弁につきましては、全て私が責任を取ります。以上です。

3 番（西森勝仁君）

わかりました。当然と言えば当然のことですけれども、確認をさせていただきます。ここで、人事管理定数管理と言えは職員採用に始まり、任用、配置換えなど、本当に慎重に慎重を期すべき重要なものばかりであります。堀見町政になってから職員数は増え続け、もはや町長部局は、ほぼ定数満杯となっております。堀見町長はこれも前にも申し上げたところではありますが、静岡県島田市在住のころは、「ふじのくに行政改革新戦略会議」のメンバーだったと思います。しかし、佐川町が取り組んできた行革の一環としての職員削減計画これはもうどこへやらとなっております。それどころか途中で定数を増やしたという以前の総務課長の説明がありました。

このことにつきましては、以前本会議で取り上げたことでありますけれども、平成 28 年 6 月議会で邑田議員が、増え続ける職員採用について、もう職員は増やすべきではないと。仕事をする上では毎年定年退職者のほとんどが即戦力として再任用されているので、仕事をする上では問題ないと。これから人口が減る中、税収も減る、交付税も減る、財源は確実に減っていく、しかし職員は法律で守られているので、民間のようにリストラすることはできない、もう新採は見送るべきだと言っています。私も昨年 3 月議会で佐川町は、し尿処理や消防、こういった業務は広域事務組合でやっているし、またごみ収集にしても委託に出しており、類似団体に比べて決して職員数が少ないということはない。職員採用はすべきではないと仰っておりましたのに、一向に改善される気配がない。町長は議員の言うことは真摯に謙虚に耳を傾けるといふ答弁が先ほどあったばかりですけれども妙に腑に落ちません。

こうして堀見町政になってから足掛け 6 年になりました。町の広報によりますと平成 26 年 5 月 1 日、この人口が 1 万 3,741 人、そして今年の 5 月 1 日が 1 万 2,816 人、この 5 年間で 925 人減っています。まだこれからもどんどん人口は減り続けていくと思います。あと 20 年ぐらいたちますと 9,500 人ぐらいになるという推計も出ています。税収につきましても、直近 1 年間、平成 29 年度と 30 年度と比較しましても 874 万円ほど減っております。これからも少子高齢化が進行する中であって人口が増える、こういう見込みはよほどのことがない限り皆無、まずありません。それに比べ職員数はこの 5 年間で退職者が 33 人、採用は 39 人と 6 人も増えています。昨年の 3 月議会で私が職員 1 人雇えば大体、係長か課長補佐まで昇進す

ると例えて、その生涯賃金や退職金の掛け金、あるいは研修費用あるいは福利厚生費、通勤手当こういったもろもろのものを含めると一体どれくらいかかるか。私が4億円ぐらいかかるといったのに対して、町長は頭を横に振っていましたが、このことについても何の積算があったか、それについても後でお伺いいたします。

そして今年4月28日の町政報告会でもらった資料がここにあります。これは皆さんこういったものですので皆さんご承知のとおりであります。これによりますと町税収が約10億9千万、職員などの人件費が10億4千万、つまり町民の税金から給料を払ったら5千万くらいしか残らないことになります。これでは住民サービスもできないと。これからも税収はどんどん減ってそういう状況が続くと思います。上がっていくのは固定資産税くらいじゃないかと思いますが、それに対して職員の給料は上がるばかりで下がることはまずありません。切り替えとかそういった特別なことがない限り下がりません。こうした状況にある時、もう来年頃は住民の税金だけではこの膨らむ人件費は賄えなくなるのではないかと。こういうふうに危惧しているところであります。

もう一度申し上げますけれども、職員採用は当分の間、すべきではないと思いますが、人事権者の町長に明解な答弁をお願いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。西森議員のお話説明を聞いておりますと、私が町長になってから、この町はどんどんひどくなりゆうと。人事管理もひどいもんだというふうに、住民の皆さんは思われるかもしれません。今日は多くの町民の方がいらっしゃっていますし、議会だよりでも正確に伝えていただきたいと思いますが、私は町長になってすぐ全職員から話を聞きました。何か不満に思っていること、不安に思っていることいろいろ聞きました。西森議員が副町長をされていまして8年間は人事権は、ほぼ副町長西森議員が牛耳られていた、人事権は発動されていたというふうに私は聞いております。

その中で職員から出た話についてこの場で説明もさせていただいて、質問もさせていただきたいところですが、私は反問権はございませんので、それは差し控えさせていただきます。西森議員は役場の職員の数がどんどん増えているといわれました。確かに増やして

います。ただこの6年間でどれだけの業務が増えたのか、仕事の中身はどうか変わってきたのか、そのことについては西森議員は何も話をされませんでした。

今、世間では働き方改革といわれております。残業続きでなかなかストレスが癒えない、真の意味での働き方改革をしないとよいよ手遅れになると、そういう話もマスコミの中でもあります。町としましても適正な人員が何人であるのか、来年度からは会計年度任用職員制度も始まります。抜本的に本当の働き方をみんなで考えよう、働き方を変えていこう、ということを今話し合っているところであります。採用につきましては、この6年間その年度その年度適正な人数を採用してきております。来年度以降につきましても私だけが決めるわけではありません。町執行部で何人必要なんだと、どこの課に何人いるんだ、どこの課が人が足りていない、どこの課は一人減らしても良いんじゃないかと、その辺りの議論をしっかりとした上で何人採用するのか決めたいうえで人事管理を進めていきたいと思っております。この6年間私が行ってきた人事管理が決しておかしいというふうには私は思っておりません。以上です。

3 番（西森勝仁君）

町長の中では堀見町長がやってきた人事管理は適切でおかしいものではないということですが、多くの方は不信に思っています。今、答弁がありました。町長に就任した時に職員に何が不満か聞いたよと。そしたら人が少ない、だから増やした。要は簡単に言えばこういうようなことじゃないかと思えます。それに私が人事権を一手に握っていたというような、これは全然そんなような、副町長がおりますので聞いてもらった方がいいですけれども、副町長にそんなような権限は全くありません。私は当時の町長から命令されたことについて素案を作ったと、こういうことでもあります。全然違います。これは民間の会社やったら、こんなことを言うたらいくつあったって潰れる。こんなことですよ。島田市、当時の町長の会社の件もいくつか、ちまたのうわさとしては聞いていますが、これは潰れるはずやと思えます。

さっきの質問のついでになりますけれども、職員1人雇えば私のもろもろで約4億ばあかかると、町長は首を振りよりましたけれども、試算では一人雇うたらなんぼかかるか。それは知っていると思えます。会社の経営者であった人が社員を一人雇うたらなんぼいる

やらわからん、こんなことで雇えるはずがないです。答弁願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。西森議員は、うそをつかないといわれておりましたけれども、私の会社は潰れたと今、発言をされました。潰れておりません。訂正をしていただきたいと思います。なお一人採用していくらかかるか、この数字については総務課長から答弁をさせます。以上です。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。職員一人につきましていくらかかるかということは申し訳ありません、私のほうで計算をしておりますので、今お答えすることができませんので計算をしたうえで、後日お答えさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

3番（西森勝仁君）

町長は私の口から言えないとは言わなかったですけども、総務課長から答弁させますと。打ち合わせができていないから総務課長も答弁できないじゃないですか。後で資料をもらえるとということですので、多少ざっくばらんアバウトなところがあってもいいわけですので、これは人事計画に大きく影響してくるわけです。私が言いましたように6人増えている、私の試算では24億かかるということですので、大変なことです。ゆゆしきことです。

これからどんどん財源が減っていく中で、今も言いましたように上がっていくのは職員の給与だけ、落ちる住民サービス、これではねえ住民がなんとも耐え難いものがありますよ。これは総務課長が早急に、早急とは言いませんでしたけれども、できるだけ早い時期に関係者と相談をして試算表なるものをそこそこの積算の根拠も入れて作ってもらいたいと思います。これはお願いをしておきます。総務課長が発言をしたことも、町長が私が全部責任を持つ、私の口から言ったと同じ、こういうことですので、これもかっちり確認をさせてもらっておきます。

次に、ここに私の手元にありますが、5月23日の高知新聞の切り抜きがあるわけです。これは財務省が試算した自治体職員の3%の削減案であります。町長もこの記事については読んでいると思いますけれども、これによりますと全国的な人口縮小であります。この人口縮小に伴い、人口千人あたりの職員数を18年水準2018年のこ

とであります。このまま据え置くと仮定したうえで3%の削減を例示しております。これを佐川町にあてはめてみますと、私が単純にあてはめてみますと、町長部局だけでも3人から4人程度多い。これを削減せよと言っているようです。そして、これを佐川町の予算でありますけれども、来年度の地方交付税に早速反映したいと、こういう意向であります。

こうなりますと、早速交付税カットであろうと思います。5月11日の高新では国の借金も国民一人あたり874万。一昨年と比べてみますとこの2年間で29万増えています。こうした状況では交付税にしましても、国もない袖は振れません。町長は以前、国の財政は火の車と言っておりました、その辺の認識はあろうかと思えますけれども、火の車どころかもう炎上ですよ。民間ならとっくに倒産です。町長はこうしたことを念頭において職員数、先ほど来、るる言っておりますけれども、職員定数も含め、もうちょっとスリムな町政運営、財政運営をしてもらいたいと思います。前も言いましたように標準財政規模は38億から39億円そのくらいだと思います。今、当初予算でも68億近いものを組んでいます。このスリムな行政運営について町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。まずは私がお願いをさせていただきます。先ほど私の会社が潰れたという話をしました西森議員が。これは事実に反するうそでありますので、しっかりと西森議員の口から訂正をお願いしたいと思います。

適正な人数につきましては、その都度その都度役場の幹部職員と話をしながら決めていっております。財政的な部分、心配も住民の皆さんの中にはあろうかと思えます。ただ財政ありきで人数を決めていくと本当に一人一人の仕事量が増えすぎて、負荷がかかりすぎてこのままでは例えば体の不調を来たすという場合も考えられます。私がただやみくもに独断で人数を決めているわけではありません。もしかすると、定数を増やした中で今、町長部局は定数は104人です。仮にどうしても仕事量を見て110人にしなければならない、これは条例の改正もお願いをしなければいけないですけれども、みんなで決めた人数の中で財政が回らないということになれば、全体の給与を下げるということも考えてマネジメントしなければならない時期が来るかもしれないと思っております。そのことは庁議の場で

は何度か話をさせていただいております。

市町村の中では財政が破綻寸前になって、財政が厳しい状況になって役場職員の給与を一律下げているという自治体も当然あります。全体のマネジメントというのは財政的なこと、仕事量、一人一人の能力、それぞれの視点から複合的に考えて結論を出さなければいけません。ただただ人数を減らせばよい、財政が厳しくなるからこうだ、とそのように決め付けることはできません。経営というのはそういうものだというふうに思っております。みんなが納得する中で仕事量に応じて人数も決め、財政的に本当に厳しい、なり行かないということであればもしかすると給与を下げるということもしなければいけないという状況になるかもしれません。

そういうことをトータルで判断しながら、私が一方的に決めるのではなくて幹部のみんなで協議をして何が最適なのか、何が全体として最適になるのかということを考えてうえで、もろもろのことについては決めていきたいと考えております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

お金が足らなくなったら職員の給与を全員の給与を下げるということですがけれども、職員も生活がありますのでね、ローンのある方もおると思いますし、これはそんなことは簡単にできるはずはありませんよ。これこそ、その場しのぎの答弁、私はそういうふうに思います。一番近い直近の庁議で、拡大役職者会でもいいですけども、そのことをテーマに出してみてください。職員の反応も見てください。どういうことが起こるのか。

それともうひとつ先ほど私が堀見町長の会社が静岡の時代、倒産したとこういうことを言いました。これは、私は、ちまたの話としてそしてしかも質問の経過の中のつなぎのフレーズとして言っております。私が堀見さんの会社が2つ3つ潰れたと、こんなことは絶対言っておりません。つなぎのフレーズの中でちまたの例を出しただけで当然、訂正することはありません。

ところで職員採用にあたりましては平成 28 年頃から人物重視ということで佐川町独自の採用試験を行っているようではありますが、近年受験生の間では佐川町役場はブラック企業、こういうレッテルを貼られて評判が非常によろしくないということでもあります。私も役場のOBとして、また、議員としてとても聞き捨てにはならない言葉です。どうしてこんなことになっているのか。私は今やっ

る人物重視の独自の採用試験これがどんなものか、まったく知りませんが、私がふと思うに、前もお尋ねしたことがありますけれども、採用試験の中で算数の問題として町長が龍馬マラソンをどれくらいの速さで、どれくらいのところをどれくらいの速さで走ったか、こんなような問題とか、漢字の問題として町民でさえ知らない人が多い虎杖野、これに仮名をふる問題とか、こんな公平を欠くというか、それは虎杖野のあたりの出身の人は簡単に正解できます。ほとんどの方は正解できません。私はこれは不公平やと思います。前も言いましたように中学高校の入学試験に出てくる歯舞色丹、あるいは西表こういった長万部とかちょっと読みにくい常呂町もそんなんですけど、こういったことならまだしも理解が得られると思いますけれども、こんなような問題を出しているそういった部分もあるんじゃないかと思うわけでありまして。

こういった佐川町の出題傾向は、その後も今も続いているのか、お尋ねするところではありますが、まず一つこれが一つですね出題傾向が今も続いているのかが一つ。そして独自の採用試験で公務遂行能力これはどう判定しているのか。また公務員としての適性検査はどのようにしているのか。そして専門職にあっては専門知識やスキルについてはどう判定しているのか、以上4点について町長からご答弁願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。決して、ちまたのうわさであったとしても聞いた話をそのままうのみにして伝えたことが事実と反することだとわかった時には普通の人であれば、悪かったね、訂正しますというのではないかというふうに思います。私はそれがとても残念でありませんが。

採用試験もろもろ詳細につきましては総務課長から説明をさせます。以上です。

総務課長（麻田正志君）

お答えをさせていただきます。出題傾向、職務能力、適正、専門知識という4点だったというふうに思っておりますけれども、出題傾向ということでもありますけれども。平成30年度昨年度でありますけれども、これは町のほうから委託をしまして問題のほうはそちらのほうからいただいております。町のほうで作成した教養試験の問題ではありません。

続きまして職務能力のほうについてですけれども、職務能力については必要な能力として、思考分析判断能力でありますとか、マナー、コミュニケーション、チームワークでありますとかチャレンジ精神、責任感でありますとか、というようなものが必要ではないかというふうに考えております。このようなことにつきまして教養試験でありますとか、論文試験そして集団面接、集団討論、個別面接、このような試験を通じて把握するように努めております。あとは適正についてでありますけれども、適正について調べてみましたら、あることに適している性質や能力またそのような素質、性格というふうにありました。このことについては先ほどの試験に加えまして平成 30 年度ではありますけれども、性格適正検査でありますとか、あと事務職に限ってのことですが、事務能力検査を実施して把握するように努めております。

最後に専門職についての専門知識についてであります。例えば土木技術職で平成 30 年度の採用試験で行いました。その採用におきましては通常の論文試験とは別に専門知識を問う論文試験の実施も行いました。また個別の面接時におきましても専門的な内容についての質問を行うようにしました。その両方の内容で把握するように努めたということでございます。あと調理員を昨年募集して採用しましたけれども、調理員につきましても論文試験におきまして、一般行政職と異なった課題を与えまして調理員としての専門知識を確認できるように努めておりました。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

まあ採用にあたっては、個別面接あるいは集団討論こういったものから各角度から採用してきたということですが、平成 30 年度からはその今までやってきたことに多少不具合が生じたと思います。それで 30 年度から専門の方に委託をしたと、こういうことだと思えます。そういうふうにして、町長といいますか人事権者の眼鏡にかなって佐川町の発展のために意欲を持って採用された新採職員であります。これがわずか 1、2 年で 4 人も辞めている。こんなことは私の役場生活 40 年では全く記憶にないことです。昨年 3 月議会で総務課長は私の新採職員への育成を問う質問に対し、先ほどもお答えがありましたが、人事評価あるいは配置がえ等についての色々決め事を作ったと。平成 27 年に佐川町人材育成基本方針を作成してやっている。その他にも一人一人の成長を促すためにも先輩

のアドバイスを含め指導をしている、こういう答弁でありました。私はこういった新採職員を町民の役に立つようにしっかり育てていただきたいというふうにお願いをいたしまして、この質問を終わっていますが、どうも妙に今言いましてもこの1、2年で4人も辞めるというのはどうもおかしいと思います。これは何か原因していると思います。これを職員が辞める辞めんは職員の勝手、こういうわけではなくて、採用時の先ほど申し上げまして総務課長から答弁をいただきましたけれども、こういったところに欠陥があつてのではないかというふうに思いますが、30年度から改善をしたということでもありますので、町長から答弁があれば、もう辞める職員は出てこんだろうというようなことがあれば、答弁いただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。私が町長に就任させていただきましてからもうすぐで6年になりますが、6年間で行ってきた採用の方法採用試験につきましては改善を加えながらやっております。28年度29年度の試験の仕方が悪かったというふうには全く思っておりません。今後も期待をして採用した職員の中で退職をしていくと、いう職員も出るかもしれません。出ないかもしれません。こればかりはわかりません。一生懸命教育をして役場の仕事に誇りを持ってやってもらいたいという思いで徹してはいますが、役場全体として徹してはいますが、やはり自分の都合により退職していく人がいるということは致し方ないかなというふうに考えております。これからはしっかりと取り組んでいきたいと考えております。以上です。

3番（西森勝仁君）

まあ退職する原因については、お答えがないようですけれども、役場の空気が悪いとか環境が悪いとか、いろいろ辞める人の受け止め方ですけれども、そういったものがありやあせんかと。4人も辞めるとは本当におかしいと思いますよ。どういう気持ちで佐川町役場に来ていただいたかわかりませんが、滅私奉公ではないですが公職として生活の安定だけでなく佐川町発展のためにと思われて来ていただいた方がこんなに簡単に、ようよう一人前になろうという段階で辞めていく。これは何かおかしい原因があるかと思えます。総務課長はこのあたりはどのように受け止めているか、ご

答弁願います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。何が原因と考えておるかというようなご質問だったと思います。原因というのはそれぞれ、その辞めた方についてはそれぞれの考え方、そして思いがあって自己都合ということで新しい道を選択しておられておりますので、その原因については、私は一概にこういうことが私のほうから原因ではないかという答弁はできないというふうに思います。ただひとつ言えることは退職したという結果は結果でありますので、結局退職したということは役場で勤務し続けていくよりは新しい道に進むということの思いが強くなったんだということぐらいしか、自分のほうにはちょっと思いつく答弁がありませんので、以上のような答弁になります。以上です。

3番（西森勝仁君）

それぞれ本音の部分については語ってはもらえんようですけども、しっかり指導をしまして、前の答弁のようにしっかり指導をしまして町民の役に立つように育てていただきたいと思います。

次にここに、3月22日発表の平成31年4月1日付けの佐川町職員人事異動のコピーがあります。ご承知のことと思います。これと4月28日に配布を受け、また全戸配布されました4月1日付の佐川町職員配置図、これと照らしてみると5人が合致しない。これはなぜか。人事につきましてはよく適材適所とか言われますけれども、これはなかなか難しいことであるということは私も承知をしております。また私は人事異動には喜怒哀楽、一喜一憂こうしたものはつきものだと思っておりますが、何ゆえこんなことが起こっているのか。職員の士気も含め、及ぼす影響が大きいので、人事権者である町長にお尋ねするところです。答弁をお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。トータルで判断をして緊急的に人事異動を変更するという判断が必要であったので、私の責任において変更させていただいております。

西森議員の質問の意見を聞いておりますと私がとんでもないというふうに皆さんに受け取られて私も何だか恐縮をしておりますが、正直、今役場の職員みんなは先輩方から本当見よう見真似で教えてもらったりしてきたことはあるかもしれませんが、若い職員を例え

ばどのように育てたらいいのかっていうのが、系統だって指導を受けていなかったという話があります。ですからOJTマニュアルを職員が提案をしてきてぜひ作りたいということで、仕事を通して先輩が部下を指導するやり方なんかも今まとめているところです。西森議員が作っていただきました人事評価のシステムにつきましては、役場の職員から全然使えてないし、使っていない、自分たちで作るかえたいということで、職員から提案があつて職員主導で新しく作り直した人事評価も今はしっかり機能をして前に進んでいます。役場の人事管理というのは一朝一夕にできるものではありません。3年4年5年6年こんな短い期間で手品を使って、はい、これできましたというものではありません。組織というのは歴史があります。長い年月積み重ねてきたものがあるんで今があるんです。それを十分西森議員であれば、理解できるんじゃないかというふうに思っております。この6年間でちょっとずつちょっとずつ人事管理、研修、みずから行きたいと手を挙げて、町外県外にも行って研修をすること、そういう仕組みをつくって能力開発に努めております。ぜひ先輩として温かい目で見守っていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。以上です。

3 番（西森勝仁君）

私が作った人事評価制度と申しましたけれども、これは佐川町役場の組織として作った制度でありまして、一番最初の人事評価制度であります。初めてのことでありまして、これはおそらく足りないところもあったと思います。しかし、あの当時は人事評価が必要となったということでもありますので、その人事評価を給料に反映させないかん。ですからどうしても必要な制度であったわけでありまして。かといってどういいますか、制度に不備があるからといってやめることはできない。走りながら改善をしていく。こういう状況にあったことは申し添えておきます。あたかも私が作ったと、私あんなものをよう作りませんよ。ただ、運用したのは私も町長も当然、総務課長も運用してきました。この点、言っておきますが。

そして職員は評価もしながら、町長の手のひらにあるよと、こういう言い方を今まではされてきたように私は感じておりますけれども、そうであれば、言うことがまたちょっと違うかなというふうに思います。今回の突発的なことがあつて発令直前に一部撤回をしたとこういふことでもありますけれども、これはゆゆしき問題でありま

す。そして人事権者町長のことですが、これは許されない大失態ではないかと思えます。特別職のこういった失敗言いますか失態言いますか、これについては地方公務員法の適用はありませんけれども、私はそれなりの責任を人事権者が取る必要があるのではないかと思うところがあります。これが、トップダウンで行われたことではなく組織的に行われたということであれば、それはそれぞれの職責に見合う処分、これが必要であると思えますが、町長いかにお考えかご答弁願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。私は決して人事管理の権利を手のひらで自分の思い通りに好き勝手やっているということはございません。かなり民主的に行っていると思えます。

失態といいましたが、私の責任において、緊急的な人事異動を発令したことによって何か不都合が生じ、役場として機能しないような事態が起きて住民の皆さんに多大なるご迷惑をおかけしているということであれば、それは失態ということかもしれません。ただ、結果としてすごく良かったというふうに私は思っております。町民の皆さんにとって、いい組織として今年度スタートが切れていると思っております。役場の職員みんな力をあわせて前向きに今、取り組んでいます。何をもって失態といわれたのか、ぜひお話をご説明をいただければなというふうに思いますが、今日は多くの住民の皆様もいらっしゃいますので、改めて私から伝えさせていただきますと、決して失態ではありません。私の責任において決断をしたことで、結果として大変良くなりました。そういう人事を私が発令しましたので、ご理解をいただければと思います。以上です。

3番（西森勝仁君）

町長の今の答弁は全くの認識が違うところでありますし、はみかえりと思えるような答弁であります。なぜならば、今の人事異動で元へ戻した、これによって皆喜んでいるよと、住民に影響はなんちゃあでていないじゃないかという答弁でありますけれども、仮に人事異動は全くしなくても急に住民生活に影響は出ません。ただ、じわじわと人事は硬直し、組織の活性化は失われていきます。これは町長が全然反省もないあれはあれで良かったよと、これじゃあどうにもならない。まあそういうふうに思うところがあります。その町長が今答弁されたことが事実であるとすれば、他にも色々な配置が

えのやりようはなんぼでもあったはずですが、だれもが傷つくことのない穏便な配置がえができたはずですが。

その件につきましては、高知県官僚であり人事も担当してこられた副町長が熟知のうえ熟知をしていることでもあります。これは今の答弁は答弁にあらず、こういうことを言うておきます。ただ職員の間でも、私はどの職員にも聞いたことはありませんけれども、これが終わったらちょっと聞いてみようと思うところではありますが、皆喜んでいるのかわかりません。ただ私が思うのは前代未聞の悪しき前例を残した、このことだけだと思います。これは言語道断のことだと思います。

これからは町長は町長の思いがあろうかと思えますけれども、おそらく職員はちょっと不信感を持っていると思います。職員の協力なくしては行政は動きません。一番迷惑するのは住民であります。今後におきましては、やっぱり職員とよく話し合っこの対応はきちっとしてもらいたいと思います。また来年も同じようなことが起こったらこれはもう町長をやる資格がない。私に資格がないと言われてどうお思いか、答弁があれば。お願いします。

町長（堀見和道君）

ご意見ありがとうございます。特にございません。

3番（西森勝仁君）

わかりました。特にないということですので、これはこれで終わります。

次に、地域福祉の現状と課題について町長の見解をお尋ねしていきたいと思えます。

ここに第3次佐川町地域福祉アクションプランがあります。これは議員全員に配布をされたもので、内容は行政が担うべき地域福祉計画と社会福祉協議会が行う地域福祉活動計画を一体的に策定したものでありまして、これは見てみる限り非常によくできていると思えます。町長のこの挨拶文にもありますし、秋沢会長の挨拶文もあります。このアクションプランでも指摘をされていますとおり急激な少子高齢化が進行する中であってかつて地域を支えてきた地縁血縁いわゆる隣組の助け合いは希薄となり、崩壊寸前ではなからうかと私も危惧しております。昔は独居老人の数もそんなに多くはなかった頃のことですが、それでも佐川町として社協に委託をいたしまして家庭奉仕員そのころからヘルパーさんと呼ばれておりま

したけれども、こういった方が訪問介護をして地域福祉の根幹を担ってきていただいたと。私はこういうふう認識しております。

そして平成になって超高齢化社会が到来することとなった時、国は平成9年、介護保険法を制定し、これを平成12年から施行をしております。この法律制定当時、ちょうど私が、健康福祉課の課長を勤めておりましたので、これからの高齢化社会は社協との連絡をさらに密にし、情報を共有していく必要があると思ひまして、それまでの社協は文化センターの南隅の一室に事務所を構えておったわけですが、これではいかん。一つ屋根の下が一番いい、こういう思いから私が健康福祉センター建設の特命を受けた時、病院、社協関係者、こういった方々にお集まりいただきまして、たった1年足らずで用地の選定、こうしたものも含め、着工にこぎつけ、そして健康福祉センターが完成し、現在の状況に至っております。

そして社協自体は社会福祉法で定められた非営利の民間団体であります。もともと訪問介護サービスなどを手がけておったわけでありまして、いわゆる訪問介護のパイオニアでありましたので、介護保険法施行と同時にこのサービス事業に参入しております。現在こういったサービスを提供する事業所は規模の大小あると思ひますが、現在のところ社協を含めて4つほどありはしないかと思ひしております。こうしたサービスは住み慣れた自宅で、見慣れた景色を眺めながら、そして誰にも気兼ねすることなく、リラックスして人間の尊厳を保ちつつ、そう長くはない余生、20年30年という方がおいでるかもわかりませんが、ほとんどの方は私が承知している限り、そんなに長生きはできないと思ひます。こういう点ではこのサービスというのは、なくてはならない。これがなかったら本当に自宅では生活できない、私はこういうふう確信をしておりますが、町長はいかにお考えかお尋ねをします。訪問介護サービス、訪問入浴サービスこのことです。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。少し質問の意図がよくわかりませんでしたので、もう一度分かりやすくご質問いただければというふうに思ひます。

3番（西森勝仁君）

これも時間に入るので簡単に言ひます。

今も言ひましたように、人間の尊厳を保ちつつ入浴サービスこう

いったサービスをしていただきたいと思うわけですが、サービスがなかったら在宅介護はできないわけですが、このサービス、影響について町長はどうお考えか。人によったらサービスはなくて大丈夫という考えかもわかりませんので、その辺も確認をしておきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。必要であるから制度で運用しているわけであって、必要ないというふうに思ったことはありません。以上です。

3番（西森勝仁君）

わかりました。必要だからあるよと、これは非常に明解であります。これはわかりよい。これだけは。そういうふうに答弁をいただきましたので、もうちょっと突っ込んだことを申し上げていきますと、こうした介護の現場の実態ということは本当に切実であります。老老介護も大変ですが、これがさらに進んで、いろいろな事情によって独居となっていくます。そうしますと近くに住んでいる家族、こういった方は元よりヘルパーさんこうした方たちの協力がなければ、もうどうにも生活できません。

先ほど申しましたように今の時代、地縁血縁隣組といっても、皆さん同じような状況にありますので、すぐ近くでもなかなか行って安否を気遣う、こういった余裕はないのが現実であります。そんな状況の中で令和元年5月吉日という日付で社協の会長と、訪問介護事業所管理者この2人の連名で社協のヘルパー利用者あてに訪問介護事業所の閉鎖のお知らせと、いう文書が届きまして利用者の方々は不安を感じた方もおいでたかと思えます。これによりますと、突然の閉所をわびる言葉と廃止するサービスとして、ホームヘルパー、移動入浴、養育支援事業の3つが書かれていました。これは昔から社協が培ってきたノウハウを持った事業でありまして佐川町の地域福祉の根幹をなす非常に重要な部分だと私は認識していますが、この突然の閉所にあたって、町長は事前に何か相談があったかどうか、これについてお伺いしたいと思えます。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。

事前に相談はありません。

3番（西森勝仁君）

ない、とのことでありますが、社協は当然社会福祉法に定められた法人でありますのでいちいち町長に相談し、またお伺いをたてる必要はないかと思えます。しかし私が先ほど来、るる申し上げてきましたように、昔からこうした在宅福祉の分野において強いパートナーシップで結ばれてきた関係があります。介護保険法施行後もそうではありますが、民間事業者は赤字の出るサービスには手を出しません。しかし、今まで公共的要素の強い社協にはその不採算分野のサービスも提供していただいております。

例えば訪問入浴サービスもそのひとつではなかろうかと思っております。利用者は10人か15人程度で少ないかも知れませんが、人間が尊厳を持っていきいきと生活するには週1回ぐらいの入浴は欠かせないと思えます。しかしこれが家族介護ではなかなかままなりません。こうしたサービスは、大変ありがたいものです。しかし、このサービスは入浴車など、その資機材の調達が大変です。何百万もかかるようにも聞いています。今ある入浴車も社協がこれは24時間テレビで入浴車の寄贈を受けたこういうふうに聞いておりますが、ほかにも社協の担ってきていただいた不採算業務も多くあります。また本来社協の担うべき養育支援事業や介護の認定を受けていない人が対象の、軽度の生活支援またマニヘルパー事業も中止というか廃止になるようですが、しかし社協にはこの業務は本来する社協の業務ではありはしないかと私は思っております。これは私の見解ですので、反証があればいつでもお伺いし、私も勉強させていただきたいと思えます。

またなんと言いましても社協は公共性が高い、信頼も厚いと思えます。歴代町長はこういう意味合いもありまして、不採算部門のサービスを提供してくれるということで多額の補助金を出しております。補助金というのは委託契約とは違って契約書はありません。町長裁量で予算を計上し、議決を得てそして支出が可能であります。現に堀見町政になっても今年の社協への補助金は約2,070万円、過去5年間で9,300万、今に始まったことではありませんが、この5年間で約1億円近いものを支出しております。これは職員の給与に、こういったものに充てられていると思えますが、こうした中であって社協に今何が起こったのか私は知る由もありませんが、しかし社協がこのサービスを撤退して事業所を閉所する、これはもとには戻らないと思えます。

そこで、町長にお尋ねしますが、今後こうした不採算部門のサービスはどうか。団塊の世代、私が昭和 23 年の生まれでありますので、あと 4、5 年もすれば、どっと後期高齢者の部類に入っていきます。町長の見解をお伺いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。訪問入浴、訪問介護等が個々の個別の事業で不採算部門かどうかは私は承知をしておりません。

ただ佐川町社会福祉協議会として、特別会計を構えて介護事業を続けている中でここ数年毎年 1 千万円の利益を出しております。ですから介護事業として決して不採算部門だとは思っておりません。社会福祉協議会として内部留保金、貯金として 1 億 5 千万強のお金も貯まっております。そのお金を今後共生型の地域密着型施設サービスのほうに活用するという説明を受けております。社会福祉協議会として訪問入浴、訪問介護のサービスを廃止するということは大変残念なことではあります。

私が一番心配しているのはそのサービスを受けている住民の皆さんがサービスを受けられなくなることだと、いうふうに思っております。ただこのことにつきましては、社会福祉協議会を退職する者が新しく法人を立ち上げて訪問入浴、訪問介護等今まで社協のサービスを受けてきた住民の皆さんのサービスを引き継いでサービスを提供する予定であるというふうに聞いておりますので、住民の皆様にご迷惑をおかけすることなく、サービスの担い手が事業者が移行できれば、いいなと思っております。ぜひそのようにしてほしいと。やはり利用を受けている方のためを考えて、もろもろ判断をしてほしいということだけはお願いをしておりますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

3 番（西森勝仁君）

不採算部門もトータル的には黒字、それから次の法人が今の社協のサービスを引き継ぐと、いうことですが、しかし民間となった場合には純然たる民間となった場合には不採算部門というのはそんなに長く続けることはできません。ですから必要な訪問入浴サービスこれはおのずから廃止になっていくというふうに思います。

あまり時間がないので次にいきたいと思っております。このサービスを続けるためには今度、平成 30 年 4 月施行の改正社会福祉法これによりますと、第 6 条に福祉サービスの提供体制の確保、これに関す

る国及び地方公共団体の責務として第2項が追加になりました。また包括的な支援体制の整備として第106条の3が追加されております。私はこうした制度をてこにしまして、今までのる申し上げてきましたような、いわゆる不採算部門のサービスを提供する事業者には財政支援をしてはどうかと。サービスを受ける人々にとって幸せを実感できる町づくりにしていただきたいと願うところでありますけれども、この財政支援、改正社会福祉法をてこにしてやっていただきたいと思うところですが、町長の答弁と言うか決意をお伺いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。その前のご質問の時に財政がもっと厳しくなるというお話がありましたので、現時点で財政支援をするということは考えておりませんが、今後関係各課と協議をしながら、佐川の福祉全体の計画、福祉計画をにらんでいきたいというふうに思っております。現時点では財政支援をするということは考えておりません。以上です。

議長（永田耕朗君）

西森議員の持ち時間があと1分となっております。簡潔にお願いします。

3番（西森勝仁君）

町長は静岡時代に何を選択するかが大事だと言っておりますので、しっかりした選択をしていただきたいと思えます。

あと1分ですので2点続けて質問します。

広井勇の記念銅像ができるというふうに昨年5月22日の高新には載っております。そしてその写真の中心には高新の中央には広井勇山脈の一人でありますコンクリート工学の権威であります岡村会長と堀見町長が並んで写真におさまっておったわけですが、この銅像はどこにできるのか、どういった計画がすすんでいるのか。これは私が一昨年の12月に町長に質問をしておったわけですが、あれから何の回答も情報もありません。

それからもう1点に明治の客車ロ481号の移設展示計画はどのように進んでいるのか具体的にご説明をお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。広井勇先生の銅像の建立につきましては、今、彫刻家である大野先生に実際にデザインを委託をしたと

ころであります。これから寄附を募って令和3年の春に建立をしたいというスケジュールで今、進めております。場所につきましては佐川町の現時点で上町地区に建立できれば良いと考えております。

またJR客車につきましては、本年度の当初予算でも承認いただきましたが、本年度につきましてはJR客車を収納する建物の実施設計を今後進めていくという予定であります。引き続き来年度令和2年度には建設をして完成を迎えたいというふうに考えております。以上です。

3番（西森勝仁君）

これもちまたの住民のお話であります。銅像は上郷付近にできると、上郷の公民館付近じゃないか、あるいは生誕地じゃないかと、あんな不便な所はいかんとそういう声、そして最近では郵便局裏の西町公民館の蘭林塾、あそこじゃという話をあちこちで聞きますが、最後の答弁としてお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。先ほども言いましたが上町の今、観光地になっています上町の中に建立をしたいと考えております。以上です。

3番（西森勝仁君）

私の持ち時間が、もうそろそろ終了しましたので今定例会の質問はこれで終わりにさせていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、3番、西森勝仁君の一般質問を終わります。

ここで食事のため1時30分まで休憩します。

休憩 午前 11時 55分

再開 午後 1時 30分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、5番坂本玲子君の発言を許します。

5番（坂本玲子君）

5番議員の坂本です。どうぞよろしく願いいたします。私今日

風邪を引いておりまして、途中もしかして咳き込んだりしてお聞き苦しくなるかもしれませんので、それも御容赦願いたいと思います。

まず第1点目、町営住宅、公営住宅についてお伺いいたします。公営住宅法は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する事を目的として、制定された法律です。民法の改正や単身高齢者の増加など、公営住宅を取り巻く状況が変わり、公営住宅管理標準条例の改正について、2018年3月住宅局長から通達が出されています。佐川町も来年4月実施に向けて条例の改正が必要になって来ています。条例がよりよく改正されるために、現状を知り今後について十分に検討する必要があります。

そこで公営住宅の現状と、問題点について質問させていただきます。まず佐川町にも公営住宅がありますが、その種類、住宅数、空き部屋状態についてお聞きします。

総務課長(麻田正志君)

お答えいたします。現在の状況、6月4日現在ということでお答えをさせていただきます。公営住宅のほうにつきましては、全部で204戸、入居中が192戸ありますので、空き室といたしましては13戸というような状況となっております。改良住宅につきましては全98戸、入居中が95戸でありまして空き室は3戸という状況となっております。単独住宅につきましては、全6戸、入居中が2戸ありますので空き室は4戸という状況となっております。以上でございます。

5番(坂本玲子君)

空き室が今のところ20程度あると思いますが、それについての公募は前回に空き部屋がある場合には、3カ月ごとに募集をするということをお伺いしておりますが、そのような計画があるのでしょうか。

総務課長(麻田正志君)

お答えいたします。現在5月に住宅の方につきまして、募集のほうを行いました。募集期間は締め切っておりますけれど、現在の状況申し上げますと、空き室今13戸というふうにお答えさせていただきましたけれど、實際上公営住宅の空き室13戸につきましてですね、

今回募集したのは7戸ということになっております。残りの6戸につきましてはちょっと修繕中でありまして、今回の募集のほうには入っておりません。修繕完了後随時募集をかける予定と、いうことにさせていただいております。改良住宅のほうにつきましては空き室3戸というふうにお答えさせていただきましたけれど、今回の募集では一戸募集しております。残りの2戸につきましても公営住宅と同様、現在修理中ということになっております。単独住宅につきましては、全て募集をかけております。この現在の応募の状況でありますけれど、公営住宅につきましては現在8件の応募のほうがございます。改良住宅のほうにつきましてはありません。単独住宅のほうについても応募ありません。以上でございます。

5 番(坂本玲子君)

応募数がほぼ住宅数と同じくらいということなので、大体住宅の数が足りているのかなという感じがするんですが、今回公営住宅法の改正について、条例について調べさせていただきました。町管理条例の20条には、使用料の減免または徴収の猶予について書かれています。収入が著しく低額である時、町長が必要と認める時などが対象であると、その条項に書かれています。県や他の町村では収入の著しく低額の基準に、住民税非課税の世帯を目安としています。国交省では家賃、減免世帯数を資料として載せています。高知県では県営住宅の減免世帯数は約30%となっておりますが、県下の市町村では16年度末で13.6%と極めて低い状況があります。町営住宅管理条例施行規則も見ましたが、その減免の基準となるものがどこにあるか書かれていませんでした。その基準はあるのでしょうか。また佐川町では入居世帯のうち、住民税非課税世帯はどれくらいあるのか、そのうち減免措置をされている世帯はどれくらいあるのかお聞きします。

総務課長(麻田正志君)

お答えいたします。まず非課税世帯のほうからお答えさせていただきます。住民税非課税世帯数につきましては、入居世帯289世帯のうち、136世帯ということになっております。また減免の基準についてでありますけれど、平成13年に作成いたしました、内規が要綱としての内規がございますが、作成からかなりの年数もたっておりますので、これを機に改めて見直しを行いたいというふうに考えております。以上でございます。

5 番(坂本玲子君)

289 世帯中 136 世帯、約半分に近い数が非課税世帯ということで本当に減免の対象となるべきような世帯ですので、ぜひ内規をきちっと確認していただいて、対象者を明確にしていただきたいと思えます。法の目的を考えますと、基準もないのはやっぱりおかしい状態でありまして、国の標準条例案では収入等の状況や、事情を十分に把握した上で、家賃減免等の適切な対応を行うことが必要であると書かれています。町では世帯の収入状況を毎年提出させています。その世帯の収入状況はわかっているはずですが、収入を超過した世帯の賃料の値上げはしっかり行っていますが、収入の少ない家庭への配慮はちょっと少ないのかなと、しかし入居基準の公営住宅への月の収入いわゆる所得ですが、15 万 8 千円ですから、4 人家族と考えると、これはまさに生活保護世帯とあまり変わらない所得しかないこととなります。生活保護世帯でありますと別にアパート代が出ます。この収入の少ない家庭が公営住宅に入っています。子育て中の方もたくさんいると思えます。また高齢化が進み、高齢者も多く利用しています。年金額は年々少なくなっています。ところがさまざまな負担は重くなるばかりです。佐川町でもぜひ今課長が言われたように、減免基準を明確にして低所得でも健康で文化的な生活ができる、配慮をしていただきたいと思えます。

次に敷金について、お伺いします。敷金の減免も家賃の減免と同様に、入居者の居住の安定の観点から決められたと書かれています。敷金の減免についても、その範囲をある程度明確にしておいた方がいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

総務課長(麻田正志君)

お答えいたします。敷金の減免の基準とかにつきましても、先ほどの答弁と同様、現在内規として取り扱っている要綱、これにつきましてこれを機に改めて見直しを行うことによって、その分についても公営住宅法の目的とか、憲法の趣旨であるとか、そういうことを照らし合わせまして、必要があれば適宜改正を行っていきたいというふうに考えております。

5 番(坂本玲子君)

佐川町の住宅に住んでおられる方について、お伺いしますが、家賃についてですが、家賃は所得によって段階があると聞いていますが、大体どのようにわかれているのか、またそのわかれている中で

ですね、最も低い層の方、大体 15 万 8 千円の 2 割とか、3 割の方がそれに該当するかと思いますが、その基準はどれくらいで、全体の何%にあたるのか何件くらいあるのかをお聞きします。

総務課長(麻田正志君)

お答えいたします。家賃の段階につきましては 8 段階ございます。そのうち最も低い人、低い所につきましては 0 から 10 万 4 千円という範囲内になっておりまして、世帯数と致しましては 212 世帯ということになっております。以上でございます。

5 番(坂本玲子君)

10 万 4 千円くらい以下の方が 212 世帯ですかね、212 世帯ってことは全体の 8 割に当たる方が、8 割近くがそういう低所得、かなりの低所得の方であるかと思いますが、本当にそういう現実を考えても大変な御家庭が多いということをしかり頭に入れて、敷金あるいは減免について次の改正の時に実行していただきたいと思いません。

次に保証人についてお伺いします。岡山市では昨年条例を改正したそうです。連帯保証人とともに敷金の規定を削除、廃止しました。現在の入居収入基準に対して、3 カ月分の敷金は極めて重たい、また単身高齢者の増加や移住者の増加、母子、父子家庭のことなどを考えて決めたようです。国の管理条例案では、住宅に困窮する低額所得者への住宅供給という目的を踏まえると、保証人を確保できないため入居できないといった事態が生じないように、していくことが必要と説明しています。以前議会で橋元議員が保証人がいないため、入居できなかった事例を挙げ改善を求め、町は改善を約束したように思っています。町の条例には 13 条 3 項で、特別な事情がある者は町長が認める者に対しては、連帯保証人の連署を必要としないこととすることができると書かれています。ではどのような範囲で保証人の連署が必要ないと認めるのか、お聞きします。

総務課長(麻田正志君)

お答えいたします。まず最初にすみません、連帯保証人の件から先に御説明のほうをさせていただきます。以前橋元議員のほうから御質問いただきましたように、住宅入居の手続きにおいて、この条項自体が適用された事例はございませんけれど、現在連帯保証人制度に関しましては、条例改正に向けて見直し検討を行っているところでございます。先ほどの御質問の特別な事情が、具体的にど

ういった場合に適用されるのかにつきましても、その検討の中で考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

5 番(坂本玲子君)

国の方針に従って改定をしていくと、より困っている方が入居できるような形で改定していくというふうに受け取ってよろしいでしょうか。

総務課長(麻田正志君)

お答えいたします。現在総務課の中での検討の事項ということでお断りして、御回答のほうさしていただきます。総務課のほうにつきましても、現在連帯保証人が2名ということになっておりますけれども、総務課で今検討しておるのは、この2名のほうを減ずる方向でできないかと、いう方向で今のところ検討しております。以上でございます。

5 番(坂本玲子君)

ぜひ、本当に困っている方が入居できるような形の方向に変えていっていただきたいと思っています。

次に、修繕費についてお伺いします。2017年の民法改正で自然な劣化の修繕費は貸し主の負担となっています。国交省も賃貸住宅標準契約書にそのことを書いていて、退去時における原状回復条件では、借り主が通常の用法に従って使用した場合は、畳の表替え、障子の張り替え、ふすまの張り替え、フローリングの色落ち、家具設置による床カーペットのへこみ等も貸し主負担となっています。今退去する時の原状回復条件は、佐川町ではどのようになっていますか。

総務課長(麻田正志君)

お答えいたします。退去時に入居者の方の立ち会いのもと、修繕対象箇所の確認のほう行っております。その中で個々の状況に応じた判断と、ということにはなりますけれども、全般的な状況といたしましては、畳の張り替え、破れた雨戸の他、入居者の方の過失によるものと思われる箇所につきましても、入居者の方に修繕費用の方を御負担していただいておりますという状況でございます。

5 番(坂本玲子君)

その場合ですね、畳なんかは必ず張り替えなければいけないというふうになってるように、私はお聞きしましたので、この法改正を踏まえて今までの通例をそのまま運用せずに、今後佐川町の条例改正

時にはこの点を十分考慮して、決めていっていただきたいと思っています。

次に、住宅の点検についてお伺いします。以前町営住宅にお住みの方から、「家のフローリングがぺこぺこしていて危険だから、町に修繕してもらいたい」との相談を受けたことがあります。その時町はすぐ対応をしてくださり、住民の方はとても喜んでいました。しかし、考えるに修繕は町の責任であるのに、そういう調査がなされていなかったことについては残念に思いました。管理責任のある町は、定期的に住宅の状況を把握するため、アンケートをとるとか、いろんなやり方があるかと思いますが、必要な修理、修繕を計画的に実行する必要があります。これは今後ぜひ実行していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長(麻田正志君)

お答えいたします。現在でも町営住宅に入居されている方が、住宅の中の不具合でありますとか、そういう修繕が必要だと思われた場合は、役場の総務課の方に、担当の方に連絡いただいて、いただいた場合はすぐに駆けつけて、どのような対応ができるかというような対応はいたしております。この建物のその中で建物の構造上重要な部分につきましては、これまでも計画的に点検や修繕のほう行っていて来ております。こちらのほうについてはこれを継続していくというような方針としております。一方、お部屋の中につきましては原則として、入居者の方に管理をお願いすることとしております。その居室内に損傷等が生じた場合は、お手数をおかけするかもわかりませんが、住宅担当者の方に御連絡いただいて、その際には迅速に対応させていただくというような、従来の方法を今後ともとっていきたいと、いうふうに考えております。現在のところアンケートの実施については考えておりません。以上でございます。

5番(坂本玲子君)

ではですね、そのことを皆さんがご承知ならば私の所へ相談に来たりはしないと思うんです。だから入居時とかその説明の時にですね、きちっとこういうのは町で管理をします、改修をします、修理をします、だから町の係の方へ言って来て下さいと、いうふうな周知を徹底する必要があるんじゃないでしょうか。

総務課長(麻田正志君)

お答えいたします。このことにつきましては坂本議員がおっしゃ

られる通りだと思います。今後におきましては入居時において、そのような説明も含めてさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

5 番(坂本玲子君)

次に障害児者の住宅についてお伺いします。以前障害者のサポートをしたことがあります。その方は身体障害者で、施設から自宅に帰る際に、車いすのため、家まで入る道がデコボコで自力で通行できない、また自宅に上がるために、段差があつて、親が高齢でサポートできないので、私達のグループにサポートできないかという依頼がありました。国は障害者の入所障害者を入所施設でなく、在宅での生活を進めています。しかしそこで住むにはその方の住居の問題、多くの問題があると思います。住み続けるための改修費も多額に必要で、その御家庭はそれを捻出できない状況でした。その家はかなり傷みが激しく、身体障害者が通常生活するには不適切であると思われました。聞きますと町営の障害者のための住宅は2軒のみです。これで足りているのかと心配になります。今後障害者の住居の状況を健康福祉課と十分協議し、状況把握をして必要なら増やしていただきたいと思いますと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

総務課長(麻田正志君)

お答えいたします。障害者住宅を増やすことにつきましては、既存の公営住宅につきましては、建設からかなりの年月が経っている物もございまして、もう大分がそういうもんだと思います。そういう既存の居室等改装して、対応するということが考えられるところではありますけれど、既存の町営住宅では玄関でありますとか、居間でありますとか、トイレそして浴室等、これは大規模な改修が必要になるのではないだろうか、というふうに考えておきまして、現在のところこのような改修については考えておりません。以上でございます。

5 番(坂本玲子君)

改修のみではなくて、例えば障害者が住める住宅を作っていくとか、そういうふうな方向での検討はどうですか。

総務課長(麻田正志君)

お答えいたします。新しい公営住宅、障害者向けの住宅を建てるということにつきましては、現在まで検討したこともありませんの

で、今現在そのことについて計画しておるということはございません。確かに坂本議員がおっしゃられるように、そのような状況があるということでありましたら、今後の公営住宅全般を考えてその必要があるということであれば、検討していこうというふうには考えておりますが、いつそれをやるかということについては、ちょっとお答えはできませんけれど、必要性があれば検討はしていきたいというふうには考えております。以上です。

5 番(坂本玲子君)

ぜひですねそういう現状を1番知っているのは、健康福祉課の担当の方達だと思いますので、話を1度聞いていただきたい、大変な状況があるなら改善できるような方向をとっていただきたいと思っております。

佐川町は住居費が借りた場合、比較的高く少ない、よそから移住したい人もそこがネックで、住めないという声を聞きます。佐川町の住居環境は大丈夫なのか、公営住宅の数は現在適正な数であると思っているのか、今後住環境をどうやって整えていくつもりなのかお聞きします。

チーム佐川課長(岡崎省治君)

お答えいたします。私のほうからは移住者というお言葉が出ましたので、移住対策としての住環境の整備という観点からお答えしたいと思います。佐川町の住環境、移住者向けの住宅につきましては、移住者向けの、移住促進住宅というのがありますけれど、それ以外にはですね、やはり空き家を活用していくということが基本であろうということで、今年ですね産業建設課のほうで、空き家の実態調査、これを積極的に進めていくということで、その中でですね地域にある空き家についてもですね、地域の方々と協力しながら活用していく、その中で例えば空き家バンクへの登録であるとか、後改修が必要な空き家があればですね、予算もとっておりますので、役場の方で改修して10年貸し付けるであるとか、そういった対策をとっていきたいというふうには考えております。

5 番(坂本玲子君)

その移住者用の空き家の活用ということで、それは何年も前からそれは言われていますが、今の佐川町の住宅バンクは充実しているとは言い難い状況にあります。その空き家バンクの取り組みも町も力を入れているところだと思っておりますが、さらに推進していったほし

いと思います。佐川町は自然豊かでJRが利用できるのも、住環境を整えれば多くの方が移住したいと思う立地条件にあります。現に私も住宅はないかという相談を受けたことがあります。ぜひ住環境を整え、多くの方が住みたい、住める佐川町にしてほしいと思います。町営住宅管理条例運用の改正時には、家賃、敷金の減免の基準を明らかにしていくこと、連帯保証人についても、保証人がいないために入居出来ないことがないようにしていくこと、退去時の原状回復義務にも法改正に伴う対応をすることをお願いして、この質問を終わります。

続きまして、2問目に移ります。会計年度任用制度についてお伺いします。昨年3月議会で、会計年度任用職員制度について質問をさせていただきました。2017年5月、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が成立し、2020年4月施行となっています。これは地方公務員の臨時、非常勤職員が約64万人と増加しており、それらの職員の適正な任用、勤務条件を確保することが求められていることから、改正されたものです。大きな特徴は、会計年度任用職員には期末手当等の支給が可能になるという点です。昨年3月議会で30年度に検討するとの答弁がありました。まずその進捗状況についてお伺いします。

総務課長(麻田正志君)

現在の進捗状況につきまして、お答えさせていただきます。この制度につきましては、平成29年度に県が実施いたしました、臨時、非常勤職員に関する実態把握調査によりまして、町長部局、教育委員会、病院事務局にそれぞれ在籍いたします、全ての臨時、非常勤職員の把握、そして任用根拠、職種、主たる職務内容、任用期間、勤務時間、給付関係、空白期間の有無などを調査しまして、その時点での対象者については把握できておるという状況でございます。また平成30年度、昨年度に職員対象に会計年度任用職員制度についての研修会を実施したところでございます。その後につきましては、臨時、非常勤職員以外の佐川町の例規に規定されております、各種委員会、各種委員等全ての職におきまして、職の見直しが必要となっており、担当課で見直し作業行っていただき、現在総務課の方で取りまとめを行っているような状況でございます。現在の状況につきましては以上でございます。

5番(坂本玲子君)

先ほど、西森議員は職員数が多すぎるんじゃないか、という発言をされておりましたが、私はここ近年仕事の量も増えていると、それに非常に臨時職員を多く抱えていると、そのことを見ますと佐川町の定数条例で決まっている人員は適切であるかどうか、本来やったらもっとたくさんいるのではないか、というふうな気持ちを持っています。佐川町の定数条例を見ますと、定数259名、病院を除いた定数は144名となっています。その中で学校職員、いわゆる用務員さんのことと思いますが、定数9に対して正規雇用は0です。用務員さんが臨時雇用となって既に20年以上が経っています。そこに正規が必要ないと判断するのであれば、全体の定数がそのままだも定数条例改定をして、一般職員を増やすということも可能かと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

総務課長(麻田正志君)

お答えいたします。昨年の3月議会だったと思いますけれど、坂本議員の方からのご質問、一般質問につきましてその定数につきましては、定員管理計画そういう分を事務事業の増減を反映して、定員管理計画の見直しを行っていくと、そのような中で財政面等含めて検討していくというふうに、考えておるといような回答をしたと、いうふうに記憶しております。そのことにつきまして、定員管理計画のヒアリング事態は平成30年度に各課と行いました。その結果本年4月の人員配置では、その人員の中で健康福祉課の人数を人員を1増というような結果にもなっております。このヒアリングの状況等を会計年度任用職員制度移行と、いう現在の状況から考えまして、総務課の方ではその定数の増減につきましての検討の方は行ってはおりません。現在のところは定数管理の状況等を会計年度に移行するという、その状況から考えて定数を検討すると、いうことにつきましては先ほども言うたように現在のところは検討はしていません。しておりません。以上でございます。

5番(坂本玲子君)

私は保育士出身でありますから、保育士についてお伺いしたいと思います。保育士について言えば保育職員全体の3分の1しか正規職員がない、ひどい状況が続いています。県は監査の際に少なくとも担任は正職でと言っています。県の指導を受けながら何もしないで、放置し続けるのはいかななものかと思います。教育を大切に、子育てに力を入れると言っているにも関わらず、それについ

ての見解をお聞きします。

健康福祉課長(田村秀明君)

坂本議員のご質問にお答えします。保育士の正規雇用についてでございますが、平成30年度に1名の正規職員が保育士が退職して、来年度1名の退職補充をする予定になっております。坂本議員の御指摘の通り、高知県教育委員会の監査において、毎年のように年齢ごとのクラス担任は正規職員を置くべきと、指摘をされております。健康福祉課としても、正規の職員を、保育士、健康福祉課としても正規職員の保育士が両園合わせて5名しかいないことは十分認識しております。他のクラス担任も同じことなのですが、特に臨時職員が0歳児のクラス担任として正規職員と同じ業務、同じ責任を担って、クラス運営、保護者に対応してくれています。国の配置基準に基づき配置することも必要であると考えておりますが、出生数はですねここ数年60人前後であり、少子化に歯止めがきかない中、町内には7園の保育所があります。公立保育所には私立保育所が担うことができない、医療ケアが必要な子供の受け入れや、障害児の受け入れなど公立保育所としての責務があるというふうに思っています。保育士は町長部局の一般行政職として位置づけられており、定数上、補充は欠員のみとなっております。健康福祉課としては安定した保育所を運営するため、正規職員の配置は必要ですが役場全体の職員数や、今後の出生数を考慮しながら正規保育士の雇用について、考えていきたいというように考えています。以上です。

5番(坂本玲子君)

毎回だいたいそういうお返事ですが、私は担当する課長がしっかりと必要性を認識し、責任を持って人数を増やすということを、提案をしていかないと町全体の流れは変わらないなど、だから今本当に必要性をわかっているのであれば、ぜひそういうことが必要だということを、大きな声を出して言っていただきたいと思います。今年度1名の保育士、正規雇用の予定があると聞いていますが、1名だけでなく2名、3名と雇用をお願いしたいと思います。

次に、これから新たに条例を制定するにあたり、ぜひともしっかりと考慮していただきたい点、臨時保育士の処遇改善について、お聞きしたいと思います。職務給については、常勤職員の職務の初号給の給料月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるべきものであ

ると、明記されています。保育士については前にも述べましたが、「会計年度任用職員である保育士について、勤務経験などにより一層向上した能力を踏まえた、職務を行う事を考慮し、給料額等を設定することが考えられますので、こうした考え方も踏まえ、適切に給料、または報酬の決定をするよう御留意ください」と特別に書かれています。それに添った改正を行う予定なのか、お伺いします。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。来年度より佐川町では、会計年度任用職員制度は、導入されることとなっており、今年度中に条例等が整備される予定となっております。健康福祉課には町立保育所の臨時保育士を初め、介護や障害の認定調査員や専門職であります、介護支援専門員、歯科衛生士、管理栄養士が臨時職員として、勤務しております。会計年度任用職員の給料、又は報酬の水準につきましては、職務遂行上必要な知識、技術及び勤務経験が考慮されるべき要素となっております。職場での職務の内容、責任の程度など考慮しながら役場全体の給与又は報酬の金額を庁内で検討し、決めていきたいというふうに考えています。

5 番(坂本玲子君)

本当にしっかりとそこを考えていただきたいと、例えば、あったかふれあいセンターのコーディネーターの賃金が最高1万円まで引き上げられました。経験に応じた引き上げを非常に評価をしています。現場でも喜びの声を聞いています。保育所では人材確保が難しい状況が続いています。全県下的に募集をしても集まらない状況が続いており、危機的な状況であることは御存じのとおりです。そのため国は民間等の保育職員の処遇改善のため、大幅な予算を計上しています。今年度から公立保育所の保育士も賃金が断定的に少しだけ、見直されました。しかしそれでは不十分で、最高額で8,600円だったと覚えています。コーディネーターの方よりも低い賃金となっています。全体のバランスが大事だ、とよく言いますが、1日の賃金で比べますと、協力隊は約1万円、先ほどのあったかコーディネーターは最高1万円、栄養士9千円、看護師1万1千円、保健師1万円、例えば地域学校支援の時間単位、教師の教える部分の持つ人は1,400円も超えて、8時間で換算しますと1万円を超える計算となります。国家資格を持ちながら、保育士の賃金の低さは明確です。せめて保健師や看護師と同等にまで、今回制度見直しにあ

たっては、ぜひ見直ししていただきたい、民間の保育施設の処遇改善はもちろんですが、町立の保育所臨時職員の処遇改善についても真剣に考えていただきたいと思いますが、それについてはどんなお考えでしょうか。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。町の公立保育所の臨時保育士の処遇改善につきましては、昨年県内の自治体の公立保育所で保育士を雇用する時の賃金や、町内の私立保育園の処遇改善を含んだ保育賃金を調べ、数回にわたり庁議の方で検討を経て、本年度より勤務年数に応じた賃金の増額を行いました。これは会計年度任用職員制度が実施されるまでに、臨時保育士を確保するための暫定的な取り扱いというふうになっております。処遇改善につきましては、先ほどお話しましたように、来年度から導入されます。会計年度任用職員制度の中で、他の国家資格である専門職等を、同等の賃金に位置づけられるよう町全体としての、均衡を図りながら、検討していきたいというふうに考えております。以上です。

5番(坂本玲子君)

ありがとうございます。もし全員を正規職員で雇いますと、今の数倍も経費が必要です。それを考えますと1万円でも安いぐらいです。ある元町長が、佐川町は臨時職員を多く雇用しているから、基金が多くなったと言ってるのを聞いてびっくりしたことがあります。この人は人間としてどうなんだろうと思いました。自分は高給をとる、安い賃金で臨時を雇用する、しかし臨時で働く人にも生活があります。もし自分の子供がそういう立場にたったらどうか、ということを考えて会計年度職員の賃金体系を考えていただきたいと思います。県の指導に基づく町立保育所の正規職員を、少なくとも担任分は正職とすること、今まで不当に押さえられている臨時保育士の賃金体系を、適正にしていくことをお願いしてこの質問を終わります。

次に社協の問題についてお伺いします。佐川町の社協はすばらしいという声を聞きます。いろんな方面で社協の方々が本当に頑張ってくれているのは感じています。今年度、共生型介護施設新設に向けて予算が組まれることにより、介護に必要な高齢者の居住が可能になり、合わせて障害者のショートステイや、放課後デイができること聞き喜んでいました。社協は介護事業の経験があり、適切な施設

運営をしてくれると安心をしていました。しかし今年度になって訪問介護事業から撤退するということを聞きびっくりしました。合わせて社協で働いていた人で介護事業にかかわっていたほとんどの方が退職したと聞きました。1人だけが退職するなら事情があったのかなあとと思いますが、介護事業から撤退せざるを得ないほど、多くの方が一斉に辞めていくのは今の社協に問題があるのではないのでしょうか。社協の介護の歴史を引き継ぐヘルパーさんや、ケアマネージャーさんのことをなぜ引き止めて、その歴史や力量を次に生かす努力をしなかったのか、大きな疑問が残ります。引き止めても止まってもらえなかったとしたら、それはさらに大きな問題です。そこには現場軽視の思いがあるのではないのでしょうか。私も保育士時代にそれを感じていました。行政事務を行う方達は現場をなかなか理解できません。誰でも頭数さえ揃えばできると勘違いをします。しかし、頭数が揃っていれば誰でもいいというわけではありません。1人1人の力量で適正なサービスができるかどうかが決まるのです。現場で働く人たちはそのために常に努力を続け、どうすればより良い仕事ができるのか考えています。社協のヘルパーの方は研修を続けて、国家資格である介護福祉の資格を15人もの方が取得したと聞いています。そもそも今回の大量退職の原因はどこにあると考えますか。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。社協の問題についての御質問ですが、社協と町とはですね地域福祉で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう日頃から連携、協力しながら取り組んでいます。組織としてはですね異なるため、お答えできることと、できないことがあることをまず御理解いただきたいと思います。御質問の、大量退職の件でございますが、社協さんのほうからですね6月30日で15人の職員が退職するというふうに聞いております。退職される理由はですね、職員さんそれぞれの思いがあつてのことと思っております。組織が異なるため、個別の理由については聞いていません。以上です。

5番(坂本玲子君)

もちろん、町行政と同一でないので課長が答えられることには限界があると思いますが、しかしともに福祉のために協力し合ってやる仲間として、あるいはそういう関係としては多く辞めていったことについて、どんな方と課長はお話、どんな方のお話を聞いたのか、

どのような話合いをされたのか、今後どのように進めていくつもりなのか、お考えをお聞きします。

健康福祉課長(田村秀明君)

はい、お答えします。介護職員の退職につきましては、今年の2月以降随時ですね、社協さん、局長の方から報告を受けております。介護事業の廃止につきましては、社協の理事会決定後の4月25日に報告を受けております。その他、個人的にですね辞める方からですねお話は聞いております。1番大事な今後のことなんですが、やはり今利用されている方のことなんですが、介護職員の方がですね退職することによって訪問介護事業、訪問入浴事業などの継続が困難となり6月末で廃止となります。現在利用している利用者の不利益にならないよう社協もですね、利用者を個別に訪問し経過の説明と事業所の移行説明を行っており、大きな混乱はなくですね移行の作業が進んでいるということ、社協の方から報告を受けております。

5番(坂本玲子君)

今まで社協に委託していてですね、今回委託ができなくなる事業はどれくらいあるのでしょうか。また今後も続けて行ける事業はどれくらいあるのでしょうか。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。廃止する事業の方はですね6つになります。1つはですね、訪問介護、これはヘルパーです。それから訪問入浴介護、3つ目は介護予防日常生活支援総合事業、4つ目は障害福祉サービス、5つ目は養育支援訪問事業、6つ目はマミヘルパー訪問事業が6月末をもって廃止になります。継続する主な事業としましては、居宅介護支援事業、ケアマネのプランになります。それと障害者相談支援センター佐川などが継続して実施していくと、いうことになっております。

5番(坂本玲子君)

廃止、社協ができなくなった事業について、先ほど滞りなく次への引き継ぎができるというふうな発言を課長がされていますが、今後利用者が困るようなことはないのでしょうか。

健康福祉課長(田村秀明君)

今のところはですね、その移行について、滞りなく進んでいるということ聞いています。先のことについてはですねこれから動き出してからのことになりますので、現時点でどうってというのは今お

答えすることはできません。以上です。

5 番(坂本玲子君)

訪問入浴事業等はですね、介護保険ができる前、家庭奉仕員の時代から、本当に大変な御家庭をサポートするために実施されていた事業です。訪問入浴事業や養育支援事業など、社協は住民の福祉向上のため、民間ではできにくい採算の取れない様々な事業を行うこととなっており、そのために税金など優遇措置を受けていますし、また町も社協に人件費を補助したり、様々な町の事業を委託しています。それらを本当に個人の事業者が困難なような事業まで、返上するってということに対して社協の存在意義はどう考えますか。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。社協さんのほうはですね、社会福祉法に決められました地域福祉を推進する組織であり、民間団体でありながら他の法人より高い公共性と、地域福祉推進の使命があり、民間では受けていただけない収益性の良くない事業などで、公益性の高いものについて担っていただいています。介護事業につきましては、制度発足の平成 12 年の当時からですね、まだ収益がわからない早い段階から実施をしていただいています。また障害児者の相談支援事業の方も早く開設するなど、公益性の高いことに取り組んでいただいています。今回職員の退職により事業が継続が困難になるという理由で、事業を廃止するってということをもって、直ちにですね存在意義が問われるものではないというふうには考えてます。

5 番(坂本玲子君)

訪問入浴事業ですが、これは民間事業者、今介護事業を全般をとると、年間 1 千万程度の収入があるということを知っていますが、例えば訪問入浴事業単独であれば、民間事業者に委託して採算のとれる事業でしょうか。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。介護サービスの訪問入浴事業は単価が 1 回 1 万 2,500 円の定額ということになっております。サービスの提供は看護職員 1 名と、介護職員 2 名の 3 人体制での提供ということになります。提供時間はおおむね 1 時間程度でございますが、利用者の家までの移動、準備、後片付けなどで 1 人に対して約 2 時間ほどかかります。介護サービスの利用状況は 5 月の実績ですが 5 名、障害福祉サービスの利用者は 3 名となっており、月によって変動はありま

すが、おおむね 10 名程度ということになっております。採算につきましては、介護入浴事業だけでは採算は難しく、他の訪問看護、事業などと合わせて実施することで、事業として成り立っているのは現状だというふうに思っています。

5 番(坂本玲子君)

町の社協には入浴車があります。事業を継続しない、廃止をすると言うなら、民間業者に貸すとか譲渡するとか、何らかの方法はないのでしょうか。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。社協のですね訪問入浴車につきましては、平成 15 年に 24 時間テレビという所からですね寄贈された物でありまして、事業を廃止してもですね、民間事業者に貸与や譲渡はできないようになっております。以上です。

5 番(坂本玲子君)

そういう規則があるかとは思いますが、規則がどうあれ住民の方々が困らないようにするのが第一です。どう運用すべきか、その辺もしっかり考えていただけたらうれしいなあと思います。私がもし民間事業者でありましたら、そんなもうからない委託は受けません。民間事業者は営利を迫及する事業者です。それを実施してくれる業者はおおむね利用者混乱なくって言っていました、その受け入れてくれる業者はなぜ引き受けてくれたのだと思いますか。

健康福祉課長(田村秀明君)

今回大量の退職されるということで、その退職された方がですね中心になって主の人が中心になって、新しい事業所にほとんどの方が入るといふふうに聞いております。その方たちは従前、今まではですね社協でですね、いろんなサービスをしていた方ですので、そういった思いもあってですね、新しい会社をですね立ち上げた後についてもですね、同じようにサービスが低下しないように個人の不利益にならないように、という思いで受けてくれたというふうに思っております。以上です。

5 番(坂本玲子君)

ということですね、利用者の方を最優先して善意で受けてくださったと、いふふうに理解をします。本来ならば採算部門の福祉事業については、社協が行うべき事業だとは思いませんか。

健康福祉課長(田村秀明君)

はい、先ほども申しましたようにですね、社協の性格上で言えばですね、やはりなかなか採算の合わないような事業についてはですね、やはり社協が本来はやって担ってもらおうというところではあるかと思っています。

5 番(坂本玲子君)

本当にそういうところを投げ出さないでやってくれたら良かったんですが、ところで入浴車をその業者は買わなければいけません、それを購入するのにどれくらいの費用が必要だというふうに認識していますか。

健康福祉課長(田村秀明君)

これは正確な数字ではありません。ちょっと聞いた数字なんですが、新車であればですね約現在であれば700万くらいするというふうには聞いています。ただ調べるとですね、ちょこちょこ中古車とかそういう車もあるというふうにも聞いております。以上です。

5 番(坂本玲子君)

私がお聞きしましたところ、備品なども必要なので中古で250万くらいの投資が必要だと聞いています。そういう採算の合わない事業ですので、先ほど西森議員が言ったようにそういう補助金を出すというふうな、西森議員は提案されましたが、補助金を出すということも考えられますし、また本当にこういう事態が起こった場合に、例えば町が購入をして、そういう事業をしてくださる方に貸し出しをするとか、そういうふうなやり方もあると思いますが、その辺について検討してみる必要があるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

健康福祉課長(田村秀明君)

今の段階ではですね、新しい会社の方が引き受けてくれるという事で、今回はですね利用者の皆さんに不利益にならないようなことになってます。ただ議員がおっしゃるとおりですね、これ例えば今回受けてくれなかったりとか、今後本当にどこも手が挙がらないといったところではですね、何らかのことは考えないといけないとは思いますが、今この場でですねこうだということはちょっとお答えはできません。以上です。

5 番(坂本玲子君)

急にこういうことを言ったものですから、お答えできないものだと思いますが、ぜひですねそういうそのあり方についても今後検討

をしていていただきたいと思います。

ところで町から社協への補助金とか、委託費はどれくらいになりますか。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。本年度の予算ベースでお答えさせていただきます。補助金につきましては、地域福祉の部分にかかる部分ですね、社会福祉協議会の補助金ということになります。2,078万8千円、これは内容としましては、職員の人件費、運営費になります。それから委託費についてはですね、たくさんありますのでちょっと主なものだけを説明させていただきます。地域力強化推進事業委託料が1,200万円です。これは安心生活支援センターの人件費であったり、運営費になります。それから障害者相談支援事業業務委託費が1,086万7千円、これは障害児さんのプラン作成であったり、相談業務ということになります。それから生活支援体制整備事業委託費379万4千円、これはコーディネーターの設置であるとか、運営費になります。それからファミリーサポートセンター事業委託費376万円、養育支援訪問事業委託費51万7千円、マミヘルパー訪問事業7万1千円などとなっております。

5番(坂本玲子君)

町の直営団体ではありませんが、それほどのお金を出している組織に対して、町は福祉に重点を置いた業務の実施に関して、その運営に適切な指導が必要だと私は思います。今回の大量退職については初めのお1人は仕方なかったとしても、2人目以降の方をなぜ引き止めなかったのか、引き止められなかったのかが疑問に残ります。最も私も心配しているのは、来年度予定の行政施設を経験0から初めなくてはならないことに危機感を持っています。提供の質に大きな違いが出て来る可能性があります。そういう危機感はどうですか、ありますか。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。社協のほうでですね、今回大量の退職者の方が出たわけなんです。共生型の施設についてはですね当初から内部移動ということやなしにですね、外部採用を前提としていたということで、介護業界のですね人材不足は以前より言われておりますが、今回未経験者の方も採用することになります。しっかり研修等も積みながら人材育成を行っていくというふう聞いております。ま

た施設長予定者はですね、9年間の老人ホームやデイサービスでの介護経験及び、12年間のケアマネージャーの経験があり、十分な指導力があることから中核職員には経験のある方を採用していますので、この現場で1つ1つですね、今後は指導しながらいいケアができる組織作りをしていくという事を言ってますので、特に心配はしておりません。以上です。

5番（坂本玲子君）

本当に心配しないって言うのが心配なんですけど、経験者、介護のそういう継続した今までの社協の介護の歴史を、ほとんど引き継がないような方で始める共生施設、それに対して再検討の必要があるのではないかと私は思いますが、それについてはもう心配をせずにしっかりやるよというふうな、考えでしょうか。

町長（堀見和道君）

ご質問いただきまして、ありがとうございます。坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。佐川町社協として理事会の中でもいろいろ議論がされていると思います。町としては介護保険計画に基づいて今回佐川町社協に整備をしていただく、この施設サービスにつきましては、先ほど課長のほうがあまり心配をしてないという話でありました。行政としては理事会の判断を尊重しながら、しっかり見守っていきたい、佐川町社協に対しては、佐川町民が施設サービスをしっかり受けられる体制をとってほしいと、私からも伝えておりますので、今後の経緯を見守っていきたいと考えております。以上です。

5番（坂本玲子君）

介護の共生施設は県内で実施している所があると聞いていますが、県内の実施状況についてお伺いします。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。高齢者と障害者が同一事業所でサービス受けられます、共生型の施設は平成30年の4月の制度改正により位置づけられたもので、現在高知県内ではですね、県指定の共生型事業所は2施設あって、地域密着型は市町村で指定するようになっていますが、県では取りまとめたものはありませんので、確認したものだけをちょっとお答えします。まず四万十町社協さんですが、共生型の利用は介護の定員内で利用になっているため、日中は介護利用者が多くて満杯になっており、現在はですね主にショートステイの利用にな

っておるといふことで、2、3名の利用があつてます。放課後デイサービスについてはですね、介護部門の体制が落ち着いてからですね、行ふ予定になつていふうに聞いています。いの町ですね社会福祉法人では、日中一時支援を実施してあります。平均5名の利用があつていふうのことです。放課後デイサービスはですね、スペースの確保の問題があり、こちらについては現在行つてないといふことです。土佐市の施設ではですね、平成31年4月から県の指定を受けた共生型施設は1カ所あつて、通所生活介護の他、放課後デイサービスを実施してあります。放課後デイサービス利用者は通常5、6名の利用があつて長期休暇の時には、10名程度になると聞いています。以上です。

5番（坂本玲子君）

県内でね何カ所かやつていふうですが、本当に完全にそれが放課後デイもできる、ショートステイもできるといふうな状況にはないといふことを、私も聞いています。まずこの施設は介護事業が主たるものですので、それが順調に行かないと障害児者の事業まで手を伸ばせない、といふうな状況もあると聞いています。また障害者については、専門性のある職員の雇用が難しいといふことも聞いています。今まで自宅で介護されていふ方も、障害者の家族もこの共生施設ができることをとても期待してあります。しかし今不安が広がつていふます。本当に大丈夫なのかと聞きたいのですが、まあ大丈夫だと、大丈夫なようにいつてるよといふことなので、もしこのまま継続して、共生施設を作つていくといふのであれば、今後早めに職員を雇いしっかり研修をして、万全の体制でのスタートができるようにしていただきたいと思ひます。

別の観点からお聞きします。町の委託形態には問題はないのでしょうか。介護職員だけでなく、社協で働く多くの職員のほとんどが不安定雇用、臨時雇用、あるいはパートだと聞いています。以前よりファミサポの担当者が、どんどん変わつていく現状があり、経験を積み重ねることが困難で、非常に残念に思つていました。そもそも国の施策に問題があり、補助金ではなかなか正規雇用ができないといふ状況があると思ひます。不安定雇用になると人材が流出します。また介護職員も先ほどお話しした保育職員も雇用が難しく、条件整備が必要とされています。社協に関してもどうすれば安定定期雇用ができるかについても、ともに検討していつていただきたいと思ひ

いますが、いかがでしょうか。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。安定的な雇用としましては、正規職員並みの賃金の保障があれば安定はするとは思いますが、町が委託してます事業のほとんどが、国や県の補助事業であり、それぞれが事業費の補助基準額が定められています。賃金の決定については町などで雇用しています、いろんな職種の方と比較して均衡を図り決定をしています。仮にですね委託しない場合は町が直営で実施することになるわけですが、その場合はですね専門職を除くと、通常の事務の金額ということで、6,700円となりますので、比較についてもですね同じ額となります。ただ見直しにつきましては、来年度はですね会計年度任用職員制度が導入され、役場全体の賃金や報酬が改定されますので、それに合わせて、人件費の見直しを実施する予定としています。見直しがですね即安定雇用につながるか不明ですが、町内で安心して働く場の提供ということで、務めてまいりたいというふうに考えてます。以上です。

5番(坂本玲子君)

今町の社協は介護職員のほとんどが退職し、危機的な状況となっています。町は社協とともにその原因をきちんと分析し、正しく指導、修正していただきたい。いろんな理由があるにせよ、私達が願うのは町民の福祉が向上し、佐川町民が安心して暮らし続けられるまちづくりです。この大量退職で困る利用者が1人も出ない状況です。また今度作られる予定の共生施設が、私達の期待を裏切らない、障害者も利用できる施設になることです。職員が集まらなければ開所しても、事業の一部が休止ということもあると聞きました。そうならないように、より良きなるものになるように願っています。本当に町民の中にもっと厳しい声を言われる方もおいでますが、やっぱり町の福祉向上のため、利用者を守るためにこれからも町として頑張っていたきたいと思います。

その他の職員の適正配置については、ちょっと割愛させていただきます。

今回の行政報告の中で健康パスポートの発行数、対象者の10%を超えたと、合わせて特定健診の健診率がこれも40%を超えたということを経験を聞きまして、すごいなあと感じました。本当に町職員の方々がコツコツと努力されて、こういう結果が出たのかと思いま

す。本当に職員の方々の頑張り、各地域の頑張りが数字になって表れるなあと思って本当にびっくりしましたし、うれしく思いましたので、本当に職員方々皆さんに感謝をして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、5番坂本玲子君の一般質問を終わります。

15分休憩します。

休憩 午後2時45分

再開 午後2時57分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、1番、橋元陽一君の発言を許します。

1番（橋元陽一君）

1番議員の橋元陽一でございます。質問通告をいたしました項目と少し異なる点もあるかと思いますが、御容赦いただきたいと思えます。

まず最初に、新たな管理型最終処分場について質問をしていきたいと思えます。私は2月の県の説明会の時に選定委員会に立候補があがっておりました南国市、日高村の2カ所、そして土佐市からのあわせた4カ所と、県が選定した108カ所の候補地から27カ所、11カ所、3カ所と順次選定されてきた過程について、疑問を抱いた点について質問をしてきました。また3月議会でも触れましたけれども、2月の竹ノ倉の説明会の時に住民の方から出た、マルだけの数で決めるな、数値化して示せという意見に対しまして、最初は県も数値化は厳しいと答えておりましたけれども、私も数値化できる項目は数値化して示すべきだと発言をしてきました。町長も数値化できるものは数値化することを検討されてはどうかと、発言をされて県が数値化したものを、資料を作成して、意見を出された方に個別に回答をされております。私は役場を通じましてその場に同席を求めましたけれども、個人から出された質問に対して説明する場だから、という理由で県に拒否をされました。

県は2月に次いで、5月に入る26日まで地元の説明会や視察を行ってきました。この間、知事が次期知事選にかかわりまして取材を

受けた中で、新たな産廃については任期中に結論を出すと表明されたと報道がありました。2月の説明会と異なりまして5月の説明会では、加茂地区以外の者の発言が制約されるようになりました。私も制約をされました。しかしそれでも何回か手を挙げて発言もしたことでした。

そして27日の6月議会に向けた議案説明会の後の全員協議会の中で、町長に対しまして、県は今後のスケジュールなど対応について連絡はないのですかと、尋ねましたらその時点では何も連絡はないという返答でありました。3月議会でも住民の方から、今後のスケジュールを明確にしてほしいという声が出ていることについて、町長は、スケジュールを明確化してくれるのはありがたいが、ただ今はスケジュールありきで説明すべきではないと、公言されておりました。

こうした中、31日高知新聞一面に佐川町に新産廃県が決定、尾崎知事今日要請との見出しで、知事が佐川町に要請する記事を掲載しました。前日30日の夜には加茂地区の昨年と今年度の自治会長が招集され、県が報告に来たと後から聞きました。参加された方からのお話では住民の理解を得ないまま進めないと言ったのに、一定の理解があるというが、どこにあるのか、こんな抗議の声が上がったということでありました。

また30日の加茂の自治会長会の会に町長がまた欠席をされたということで非難の声が上がった。また自治会長だけでなく、住民全体に説明するべきではないかという声も上がったとお聞きをいたしました。地元説明会では、これまでも住民が決定までのスケジュールを明らかにしてほしいと、何回も求めても明らかにしてこず、建設予定地を決定した突然の発表の仕方に対しまして、怒りを覚えていらっしゃる住民の方もたくさんいらっしゃると思います。私もこの県の対応に、さらに不信感を強めております。

2月の竹ノ倉の説明会では、選定委員会で概ね1時間と決めたことに委員の中から異論が出なかったのかと質問いたしました。県の回答に疑問を持ちましたので、その時の県の回答に疑問を持ちましたので、4月17日付けで県庁の県民室に公開されているという6回の選定委員会の議事録について問い合わせをいたしました。ホームページでは第3回から6回までの議事録や資料が掲載をされていますが、第1回第2回の議事録はありませんでした。県民室の担当の

方が直接担当課に問い合わせしてほしいということでしたので、そのまま環境対策課のほうに議事録の開示を求めました。担当者の方から議事録の個人情報保護の手続きもあるので、チェックしないとけないから時間がかかると、すぐには出せないと。いつまで必要かと聞かれましたので4月22日までにほしいと伝えました。それだったら何とか対応できるということでしたので、間に合わせていただきまして4月22日に郵送でいただきました。

そしてこの間、県のホームページに公開されております3回から6回の選定委員会の議事録にも目を通しました。ホームページには、現時点でも第1回、第2回の議事録は掲載されておられません。県民室にも開示されておられません。昨年3月の段階で全て開示したと公表されておりますけれども、開示されてない資料が今もあることを指摘しておきたいと思えます。建設予定地を県が決定したと公表して、その決定の過程を今一度改めて検証する必要があると判断しておりますので、これまで住民の方々から施設に対する安全性について不安の声が消えていないという判断をいたしまして、昨年12月議会、今年3月議会での一般質問、そして県の2月5月の地元説明会、選定委員会の議事録などを踏まえながら、佐川町としての見解を求める質問をしてまいりたいと思えます。またご多用だと思いましたが、課長にはぜひ事前に選定委員会の議事録に目を通してくださいとお願いもしておりました。

最初に町長はじめ、関係課長の方にお伺いします。3候補地が公表されました昨年2月以降、この選定委員会の議事録を読まれているかどうか、お答えいただきたいと思えます。

町長（堀見和道君）

ご質問いただきまして、ありがとうございます。

橋元議員のご質問にお答えさせていただきます。一部の議事録は拝見しておりますが、全ての議事録には目を通しておりません。以上です。

1番（橋元陽一君）

お構いなければ一部というのはどういった資料か、大まかで構いませんが、教えてください。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。今、正確に何回のどの部分ということが明言できませんので、私が気になった箇所について議事録を読

ませていただいたという答弁にさせていただきます。以上です。

1 番（橋元陽一君）

それではまた、色々教えていただきたいと思います。

新たな産廃処理場の候補地の選定について、この間、庁議の中で議事録を確認するような意見も出ていなかったかどうか、お聞かせいただければと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。庁議の間ではそのような意見は出ておりません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

私は最初に選定エリアの設定の仕方に疑問を持ったことを伝えております。この間の県の説明会の場でも住民の方から同じような質問が何回も出されてきております。3月議会では町長は1時間の選定条件について、県のほうで選んだ県民である選定委員の皆さんが1時間内という選定条件を出したことに異論を挟むものではない。決めた内容については、尊重したいという答弁をされております。

それでは、この2月の県の説明会の時に選定委員会で概ね1時間のエリアで選定することに、委員の中から異論は出なかったかと私は問いました。その場で県の回答は、委員会として合意を決めたということでありました。腑に落ちておりません。議事録から確認をしました。県が説明した第1回の選定委員会の議事録を見ますと、概ね1時間と提案した根拠については、廃棄物の排出場所から、処分場まで運搬する際の、効率性を考えた場合、半日単位で終了することができれば、時間が有効に活用できる。そのために排出場所での車両への積み込み時間が約30分、処分場に到着してマニフェストの交付、秤量、廃棄物の積み下ろし、後の計量、車両の洗浄等に約60分、排出場所に帰ってからの後片付けに約30分、半日の4時間からこの2時間を差し引くと、2時間、片道1時間でおさめることができると効率よく運搬できる。この範囲で法規制区域を除外した区域を選定エリアとすると説明されております。この選定エリアの説明に対しまして、除外区域を法規制区域だけでなく、市町村が既に振興計画や、将来の計画があるゾーンも除外したらどうか、などの意見も出されておりますが、1時間の範囲については議論をされております。委員長が国土交通省の交通センサスに基づいて、

自動車で概ね1時間の区域という案ですが「まあこんなものかなという感じですかね」の一言で終わって、何も議論されていないことがわかりました。なぜ議論がされなかったのか、疑問が消えておりません。

高知県が2つ目の管理型廃棄物最終処分場を抽出するエリアを設定するにあたって、日高エコサイクルセンター建設をめぐって施設の安全性に対する住民の不安から、村を二分する事態を生み出しました。その教訓を踏まえるならば、搬入業者の利便性を優先するのではなく、住民の安全を守り、不安を抱かせない区域を選ぶために、全県土にエリアを広げてはどうかと、こういう意見が出ることは、当たり前ではないかと思っていたからです。

しかし、事務局にも選定委員の中にも日高エコサイクルセンターの選定や建設に関わった方がいらっしゃいますが、何も議論されていないことを議事録で確認しました。3月議会では、町長は選定委員の決定を尊重すると答弁されておりますけれども、昨年2月段階から、これまでの間、庁議の中で搬入業者の利便性を優先して、高知市から概ね1時間内としたことについて、議論されたり、異論が出たりしたことはなかったかどうか、改めてお伺いしたいと思えます。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。庁議の中で異論が出たということとはございません。以上でございます。

1番（橋元陽一君）

日高の轍を踏まないために、公平公正客観的に進入経過も公開しながら選定していくと表明した県が、業者の利便性からエリアを1時間以内に指定した県について、町としても何らかの声を上げていくことを求められているのではないかと私は考えております。私は選定委員会で、概ね1時間に関する意見が何も出ていないことを、議事録で確認しましたので、別の案件も含めて選定委員長をされていた、高知大学の教授に直接見解を求めました。5月14日メールで搬入業者の利便性を優先して、概ね1時間としたことについて、委員会で議論されていた内容が、議事録にないこと。専門家として何回か発言をされておりますが、その発言された項目のことなどをあわせて3つの質問をまとめて問い合わせをいたしました。返事がありませんでしたので、24日に改めて2度目のメールをいたしました。

その内容は第1回選定委員会で搬入業者の利便性を優先させて、日高エコを基準にして高知市から概ね1時間以内の距離を想定して、選定作業は進められております。行政の立場で、申しわけないが、迷惑施設だと候補地となる市町村への了解を求めるのは選定委員でなく、県の役目だという発言もあります。概ね1時間以内と議論された内容が議事録には見当たりません。104番の長竹地区、104番の候補地は長竹地区の水源地で日高川との合流し下流域の地下水や米づくりに不安をもたらす場所です。

岩手県のように県全域に広げて適地を選定することが、なぜ議論されなかったか疑問を抱いております。県にも質問しますが、客観的に公平公正に選定した、水も漏らさない、安全な施設だと繰り返すだけで、住民の声に応える答えは帰ってきません。昨年住民説明会で地元自治会長が90人に聞き取り、72名の方が反対の声を上げていると、県に伝えられています。そんな場所です。ぜひ委員長の見解を教えてくださいとメールを送りました。30日にメールが届きました。その教授からは、環境対策課と協議をしている、個人の見解を述べることはできない。県から回答するということでした。31日に県から回答文書が届きました。指摘の絞り込み条件についても、公平公正なものだと。私の質問したことに対する答えではなかったことを紹介をしておきます。

この県の回答は私の質問に対する回答と違います。論点を変えた内容でありました。議事録からみますと概ね1時間としたエリアについて、高知県の選定委員会は専門家も含め、様々な立場の方が選ばれて参加されているはずですが、エリア選定条件については、県の提案に対して何の議論もすることなく、承認しただけだったと言わざるを得ません。これで公平公正な選定といえるかどうか、町長の見解をぜひ聞かせていただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。岩手県と高知県の事情がどれだけ違うのかということ私を私が考察をしたわけではありませんので、比較をして何かを回答させていただくということではできませんが、高知県の実情に応じますと、概ね1時間と設定をしたこと、委員会の中でそれを了解したこと、その決断に関しては私は妥当ではないかなと、尊重したいと思っております。その中でただ概ね1時間ということを決めたことが、事業者の立場だけを慮ったのではなくて、跳

ね返ってこれが県民のためにもなるという説明もありましたので、かかるコストであるとか、高知県の事情を踏まえますと概ね1時間という中でまず選定をしたということに関しては妥当ではないかというふうに考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そういう町長の見解は一応聞いておきたいと思います。第1回選定委員会に配布された資料の中に、岩手県の選定委員会の資料があります。この資料について、県が説明する時に岩手県の事例が説明されたのかどうか、また岩手県の資料があることについて把握された時に町の方から県に問い合わせられたことがあるのかないのかお聞かせください。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。高知県が岩手県の選定過程を選考方法を参考にしたということは私は話を聞いておりませんので、特に資料を求めたということもございません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

それでは選定委員会に資料として提出されました岩手県では、冒頭で県全土に広げて選定していくことが明記をされております。そして距離に関係なく最終的に選定された5カ所は立地条件として、どこに建設しても良いという提言がされています。そしてその1カ所の埋め立て期間を1期15年程度、高知県の3倍以上になりますが、容量は約66万立方メートル、これを2期から3期の期間で埋め立てていく計画であります。高知県と単純に比較することはできない点もありますけれども、全県土に広げて選定した岩手県のやり方を学ぶべきだと私は思いますけれども、町長いかがですか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。あくまでも想像の範囲を超えませんが、岩手県は北は青森に接しており、南の方は宮城県に接しておると、いう中で産業廃棄物の排出事業者がどのエリアにどれだけあるのか、どれだけ分散しているのか、ということについては私にはわかりません。ただ、岩手県としては全域で考えた。高知県としては高知市を中心に中心部で排出される産業廃棄物の量が圧倒的に多いという中で今回の選定基準を考えたということに関して私は妥当ではないかというふうに考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そういう見解の違いが当然出てくると思いますがけれども、岩手県の場合選定された5カ所は、排出する場所、排出重心という言葉を使っていますけれども、排出される場所の中心地から最も近い場所で48キロ、一番遠いところで98キロ、埋め立て容量が高知県と比べものにならない、大きいわけですがけれども、候補地の選定エリアを全県土に広げて設定していることは県内のどこかに建設していかなければならない、施設の候補地を選定する手段として、業者の利便性を優先した選択ではなくって未来にわたって県民の安全を守る視点を大事にして、県民に対して公平性を保障する選定方法をしたんだというふうに私自身は捉えています。

そこで、岩手県は現在ある最終処分場に、東日本大震災による災害廃棄物を受け入れて予定よりも2年早い2021年に満杯になることを予測をして、2014年の段階で候補地の選定を決定しております。岩手県は専門家として選ばれた選定委員の皆さんが机上作業だけではなくて、現地調査も行い、現地踏査や地形判読を専門的に行い、選定作業を進めて5カ所を選定をされております。

高知県は県事務局が、現地調査を行い評価した結果のほうを選定委員会に報告し、その報告を元に選定委員会は最後まで机上で選定委員会を行ったこととなります。こうした高知県の選定の仕方について2月3日、昨年から3候補地が公表されて以来、これまでの間、何か庁議の中で議論されたことがないのかどうか、お伺いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。先ほど橋元議員がおっしゃられた点につきまして、庁議の中で意見が出たということはございません。以上です。

1番（橋元陽一君）

もう少し情報を把握していただきたいというふうに思います。高知県は11カ所机上作業で選んだ段階で最終的なスクリーニングである現地調査を、選ばれた専門家の皆さんでなく、県事務局が行っています。議事録には委員長が103番の箇所につきましては、専門家として現地を見た意見を述べられております。委員長が第3回委員会で、いの町の候補地である103番について、石灰岩であることは間違いない。頂上が石灰岩の平たい場合、その重みで脇が崩れていく、下の尾根を歩いたことがあるが変形していたので石灰岩は気

にしている。この図面だとわからないね、と専門家の立場から発言をされています。

そして第5回選定委員会でこの103番については尾根を挟んだ両斜面には地すべり地形や、深層崩壊跡地が多数存在し、尾根部分の造成工事に伴う地形改変や上載加重、上に建物が載った時の重さの変化により活動が活発化する影響を及ぼす可能性が考えられて、開発行為に適してないと判断し、評価がバツになっております。と、事務局の説明の評価の中にこういうことが添えられて決定をされています。現地視察の経験のない、102番についてもこれも石灰岩ですと指摘をされ、地形図でみると石灰岩だから平らだと思う。土佐市の何トンネルと言ったかな、県がトンネルを掘っているところにいきなり、ということで議事録は後が残っていません。

第4回でも候補地が石灰岩であるかどうか吟味された議事録があります。専門家が現地調査することの重要さが、この議事録の中からうかがえるのだと私は捉えています。私も加茂の候補地の現地視察に参加をいたしました。南側は山斜面が上のほうに向かって広がってきておりますが、北側のほうは3メートルほどの崖を上がって確認しましたら急峻な斜面となっていました。専門家ではないですけれども、少し気になりました。

土佐市の天崎鍾乳洞の発掘に関わった方から佐川町加茂の候補地104番についてはなぜ、石灰岩の採掘をやめたのか、専門的な把握が必要だという助言もいただいております。こうした声を含め、住民の安全安心を守る観点からも、候補地の自治体として建設を受け入れる前に直接専門家に意見や、見解を求め、県に意見を出すことなど、今町には求められているのかと思います。昨年2月から町として専門家に意見や見解を求めることを議論検討したことがないのかどうか、お伺いをしたいと思います。そして今後もそういうことを行う計画がないのか、あわせてお聞かせ下さい。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。選考過程につきましては私自身納得をしております。庁議の中でも異論が出たという話はございません。これまで県に対して何か説明を求めたとか、その都度その都度説明会の中でお聞きはしてきましたが、今後県のほうに何かそういう説明を求めることは考えておりません。以上です。

1番（橋元陽一君）

県のほうに対する提言するようなことは、今考えていないということですが、2月の竹ノ倉の説明会の中で先ほども言いました地元の方からマルの数ではなく、なぜ加茂なのかわかるように数値化して示せという意見が出ました。この質問を受けて数値化した資料を作成し、質問された方に回答されております。その説明の場に同席を求めましたけれども、私は断られました。町としてその場にどなたか参加されたかどうかお伺いいたします。

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午後3時29分

再開 午後3時30分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町民課長（和田強君）

橋元議員のご質問にお答えさせていただきます。数値化の件の説明の時、私は同席をしておりました。以上です。

1番（橋元陽一君）

同席をされていたということであります。その資料について、町として中身を確認され、また庁議の中で配布されたり、町長に報告されたり、その資料にかかわって県に質問されたことがあるかどうかお伺いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。説明会の際に私の方から県に数値化できるものについては数値化してほしいと、検討してほしいというお願いもしてありますので、県から数値化されたものを報告受けました。庁議メンバーには今メールで配信しており、目を通しておくようにということで、指示をしてあります。以上です。

1番（橋元陽一君）

その数値化された資料につきまして、5月の地元の説明会の中で全体に配布された資料の中には、香南市や須崎市、佐川町の3候補地の総合点が記載されています。全体に配布された資料について、何か庁議の中で検討議論されたことはあるかどうかお伺いいたします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。庁議の中でこの点につきまして、まだ意見を求めたということはありません。今後の庁議の中で庁議のメンバーには意見を求めていきたいと考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

私はその場に参加できませんでしたが、後日、個人に提示された資料のコピーを手に入れました。第3次スクリーニングで27カ所を選定した時のマル、バツ、三角による評価集計順では佐川町加茂は14番目となっております。数値化された資料では27カ所から11カ所に絞り込み、数値化の評価点は96点の場所を最高点として82点が3カ所あり、佐川町加茂は79点で9番目です。マル、バツ、三角の評価順位と数値化の評価順位に少し差が、違いが出てきています。

そして第4次スクリーニングで県事務局による現地調査による現地踏査、地形判読で唯一両方をマルにしたところが佐川町加茂で現地調査の得点が佐川町加茂が50点、香南市上分が45点、そして須崎市神田が40点と、1、2、3位と並んで評価され、総合点が259点、253点、252点というふうに公表されています。27カ所の段階で96点の評価を受けている候補地は現地調査の評価点が13点と最下位となり、総合点も239点で11カ所の残った中で最下位となっております。最後の現地調査となります現地踏査、地形判読等が選定の重要な決定要因になっていることもうかがえます。

最後の現地調査まで選定委員がかかわり選定結果を出した岩手県との違いがここにあります。この総合点について、先ほど議論がないということですが、町長自身の見解をお聞かせいただければと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。県からも説明を受けて点数資料を拝見しましたが、特段問題があるというふうには思っておりません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

問題ないと言うことですが、私はその3候補地から、さらに最終候補地を選定する時の条件として選定委員会では、議論も検討もされていない、地震津波による経路の浸水条件を最後に県が付け加えまして、佐川町加茂を最終候補地として決定をしました。こ

の選定のあり方に説明会でも住民の方から何回も質問や意見が出ました。最初から佐川町加茂ありきの選定であったのではないか、こんな声も広がりました。議事録や現地調査の結果を重ねていきますと、その声を裏付けるのではないかとさえ思えるようになっていきます。こうした最終的な県の選定方法について、先ほども町長は特に異論はないという見解ですけれども、3候補地から最終候補地を選ぶ段階で地震津波の条件を付け加えたことについては、町長の見解はいかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。町民の皆さんの中には、先ほど橋元議員がおっしゃったように、佐川町加茂ありきで進んだのではないかというお話でしたが、私は専門家の方々を含め、消費者の団体代表として選ばれている委員の方もいらっしゃいます。委員の方が佐川町加茂ありきで進めていたと、いうことはとても考えられません。私としましては、最終的に候補地に対して搬入経路の中で津波による浸水エリアがあるということのを考慮したということは特に問題ないというふうに思っています。以上です。

1 番（橋元陽一君）

岩手県と違いまして最終現地調査を県の事務局が行いまして、そして県が推薦をした佐川町加茂が、私は最終的に候補地と上がるような評価の過程が議事録等から読みうかがえるんじゃないかということで、先ほどの指摘をさせていただきました。町長との見解がここで大きく違うところであります。3月議会で新たな管理型最終処分場のリスクについて庁議では特にリスクはあるという議論に至っていない、佐川町として県に質問したうえで、町としてはリスクはないのではないかと回答いただいています。この時点で、佐川町として施設の安全性について、県にどんな事項について問い合わせをしたのか、それからそれに対してどんな回答があったのか、お伺いをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。特に排水の件について質問させていただきました。基本的には廃棄物に対して散水をして、そこから出てくる浸出水につきましても、基本的に川に放流しても問題ない数値になっているという話も受けております。あと、建物の構造の件につきましても基本的に南海トラフ、想定されている南海トラフの

地震に耐えられる建物にするという話も受けております。その他、細かい質問もしましたが、全てにおいてきちっと県からも説明を受けて、これであればリスクはないな、という判断をしました。以上です。

1 番（橋元陽一君）

佐川町におけるリスクについては、こういった新たに導入されようと検討されています。こういう産廃問題だけじゃなくて、様々なリスクが検討された経過があります。昨年 2018 年 3 月に県と高知市に続いて県下で 3 番目に作成されました、佐川町国土強靱化地域計画の中で起きてはならないリスクシナリオ、7 番目に制御不能な二次災害を発生させないとして、有害物質が大規模拡散・流出する事態を想定されています。このシナリオで町が想定された有害物質はなんだったのか当時の議論を含めて具体的にお答えをお願いしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

国土強靱化地域計画につきましては、総務課の所管になっておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。橋元議員がおっしゃられますように国土強靱化地域計画の中のリスクシナリオ 7 の 2 というところで規定がございます。ちょっと詳しく説明させていただきますと、7 の 2 の 1 ということで、危険物施設の対策というものがございます。この中におきまして大規模な地震発生後において危険物施設の損壊等により、有害物質等が大規模拡散・流出していないかの確認を行う体制強化に努めるという定めがございます。ここでいう有害物質ということにつきましては、町内の貯蔵所そしてガソリンスタンドの取扱所にありますガソリンや灯油、軽油、重油そちらのほうを想定しております。

また同じリスクシナリオの中の 7 の 2 の 2、そして 7 の 2 の 3 のところで原子力災害に関する情報連絡体制の整備、また原子力災害発生時への備えというようなことが記述されております。そこでいう有害物質ということにつきましては、万が一原子力災害が発生した際の放射性物質ということが想定されております。そのことについての議論の内容というようなことにつきましては申し訳ございません、今現在その時のことが記憶がありませんので、今の答弁で答弁ということにさせていただきますと思います。

1 番（橋元陽一君）

県の説明で産業廃棄物が持ち込まれるものにも、現段階で国が定めた基準に基づいて基準以下のものが持ち込まれるという前提でございます。坂本議員の以前質問がありましたように、福岡で産業廃棄物で安定型で保存された廃石こうボードから硫化水素が発生し、作業員の方2人が亡くなっている事態が起きてから、廃石こうボードについての管理、最終処分場のあり方が安定型から管理型に法律で変更されて現在管理型に持ち込まれた状況になっています。こうしたリスクについては町としても、極めて慎重に検討を進めていかなければならないというふうに思います。国土強靱化地域計画の議論だけで終わるのではなくて、引き続きこうした事態が目の前につきつけられた段階でこれから町民にかかわるリスクについても、検討していただける機会をつくっていただきたいというふうに思います。

もう一つ、第一回選定委員会の議事録の中で、住民説明会で説明をされていない重大な事項がありました。選定委員会で高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分場の在り方に関する基本構想の概要説明が行われております。基本構想では第4章で新たな管理型産業廃棄物処分場の施設規模について、という説明の中で、災害廃棄物への対応について、新たな施設の規模に災害廃棄物の受け入れを搬入するかどうか検討し、最終処分の検討が必要な災害廃棄物がL1で約190万立方メートル、L2で780万立方メートル発生する見込みで災害廃棄物の受け入れを考慮した大規模な施設を整備することは現実的でないことないことから、災害物質の受け入れは新たな施設の規模に考慮しないと明記しています。

ところが、選定委員会の第1回の議事録の11ページには、この基本構想を説明した後で県は、ここには記載しておりませんが、大規模な災害が発生した時の災害廃棄物の受け入れは新たな施設の規模の残余容量等も考慮したうえで、総合的に判断することとしておりますと、付け加えられて基本的構想とは異なる県の見解が添えられている。

災害廃棄物の対応については、住民説明会でも説明されていないと捉えています。意図的に説明しなかったと指摘されても否認しない事実だと私は思っています。県の考え方を示す基本構想に沿って、新たな施設整備に向けて取り組んでいくと公表しておいて、一方では基本構想と異なる見解を選定委員会では表明を県がしています。

選定委員会でなぜかこのことについて議論された記録はありません。

しかし、環境対策課が勝手に判断していることでもないと思えて
います。基本構想に基づいて住民に説明した内容と異なる見解を選
定委員会で説明したことは、県としての責任を問われるのではない
かと思えます。この問題について、施設の安全性に対しても最も、
不安の声をあげている地元住民の皆さん、下流域の住民の皆さんに
対して、県としての説明責任が問われている問題だと捉えています。
町としても、議会としても県に対して説明責任を問いたです、機会
を求めて欲しいと思えますけれども町長の見解をお聞かせください。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。今、橋元議員がおっしゃられたよう
に県に対して、意見を申し述べるということは特段考えておりませ
ん。県のほうで災害廃棄物の受け入れは、新たな施設の規模に考慮
しないというふうになっておりますので、災害時に災害廃棄物が搬
入されるとは考えておりません。

ただ、どのような災害が起こるか非常事態が起きた時に県知事が
県全体の県民の幸せのことを考えた時に、受け入れを頼みたいとい
う申し入れがあった時は、それは町として地域住民の皆さんと話を
して検討させていただかなければいけないんじゃないかというふう
に思っています。

ただ、今、東日本大震災のことがあり、災害廃棄物イコール危険
なものという先入観があるのかもしれませんが、災害廃棄物の中にも
全く害のないもの、リスクのないものは当然あります。そこは分
けて考えるべきだというふうに考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そういう対応の仕方については議論をされないまま、住民に説明
がないまま新たな産廃の施設の設置が進められてきたことについ
ては、私はあってはならないことだと。前もってそういうことも含
めて住民への説明は必要だと思います。知事は5月31日の町長へ
の申し入れの時に、テレビ報道で大変な施設を受けていただくこと
をお願いしているわけで、施設を受け入れて大変なんだけれどもこ
ういう点は良かったと、せめて思っていただけのような地域振興策を
しっかり、講ずることが大事だと発言されています。

知事が言われているこの大変な施設を受けるリスクについて、3
月議会以降この数カ月間の中で何か庁議の中で議論されたことはな

いか、あるいは意見が出たことがないのかお伺いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。3月定例会以降の庁議で現時点で庁議のメンバーからそういう意見が出たということはございません。県知事から要請がありましたので、議会が終わって今後の庁議の中で議論をしていきたいと考えております。以上です。

1番（橋元陽一君）

ぜひ議論を深めて課題を明らかにしていただきたいというふうに思います。第一回選定委員会の議事録で、ある委員が日高を決める時、いろいろ問題があった。だから候補地を絞った時、地元とのコンセンサスをうまく取り入れていくために、現在のエコサイクルセンターの現状を理解してもらうことは大切だと。日高の煙が出たことも原因はわからなくてもこれから、どんなごみの中で発煙があるかわからないが、安全なんだということを強調していただくとか、それを想定して日高より外側をきちんとやりましたよと、いう懸念されたことを大きく報道するのではなく、安全ということをもっときちっとやっていただくと、候補地になったものとして安心な部分ができると思うので、情報等うまく地元との話し合いとか、いろんな意味で進めていっていただきたいと発言をされています。この発言について、議事録だけではその委員の真意をつかみにくいところがありますけれども、県は委員の発言に沿うような形で地元説明会で出てくる不安や疑問の声に対して、水は出さない、もし漏れても有害な物質はないから大丈夫だと、最大規模の地震に耐えるものを作っていくから大丈夫だと。空洞があっても強い岩盤まで杭を打つので大丈夫だと、こういうことを繰り返して答えてきました。

改めてこうしたこれまでの県の説明に対しまして、大丈夫ではなくて、町として疑問を持たれたり県に進言することはあるのではないかと思いますけれども、町長の見解を求めたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。5月31日に知事が役場におみえになって、申し入れの依頼をしてきた中でですね、これまで県として発言のなかった発言がありました。詳細の調査をした結果、致命的な問題が見つかった場合は事業の中止を町住民の皆さんと協議をして、決定をするという発言をされております。そこの部分につきましてはやはり皆さん、心配をされていた部分であろうと思います。

そういった意味で知事が直接そういう発言をされたということで、その部分のリスクに関しては万が一の時には中止をするという発言がありましたので、私自身としてはこれまでの県の進め方、住民の皆さんの質問に対する県の回答、特段問題ないというふうに判断しております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

私も報道を見まして、県がこれまで答えてきた見解と異なる見解を表明されたと捉えています。依頼文書を渡される時に見た映像ですが、地元に来てほしくないと、残る不安の声を大変重く受け止めているが、その解消のためにも建設予定地を定めて詳細に検討を行っていただきたい、と工事では対応できない巨大な空洞など、致命的なものが見つかった場合、中止もあり得る、後戻りもあり得ると発言されております。本当に驚いています。これまでの県の発言は何だったのかとさえ思います。

町長は昨年 12 月議会で半永久的な安全性が求められている施設に対して加茂地区や下流域の皆さんが持たれている不安に、誠実に答えていくことが行政の責任だと、ボーリング調査の結果によっては不適切な場所はあると判断されるということもあり得ることを県に確認してほしいということ、私は要望しました。

しかしその時町長は、ボーリング調査をして建設に不適地となることはないという県の想定だと。私も建築の仕事をしてきた、ボーリング調査をした結果、建物が建たなかったことは聞いたことがないと回答されています。私はその時にボーリング調査受け入れイコール建設決定の見解だというふうに捉えました。しかし、建設予定地決定の段階で知事との見解、県の見解、町長の見解とも違いが出てきております。住民の皆さんが 100 年 200 年先の世代のことを考えて施設の安全性、その維持管理についての不安の声をあげてこられてきている重要な件であります。3 月議会の答弁で、町長として独自に検討委員会を立ち上げることは検討していないということでもあります。

しかしこのような見解に違いが出てきた段階で、またこれまで説明されていないこともあることも含め、改めて地元の不安の声を受け止め、誠実に対応していくために、町として検討委員会を立ち上げるなどして、県に住民の声を届けたり、これからの課題を検討していくことを計画したりしていく予定はないのかどうか、見解をお

聞かせください。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。以前の定例会の答弁で、ボーリング調査をして建設ができないということはこれまで私の経験ではありません、という話もさせていただきましたが、明らかにこれは物理的に建設が不可能だという場合は、それはできませんよねということもあわせて折りに触れて私は発言をしておりますので、絶対やれるというふうには言い切っておりませんので、それはご理解をいただきたいというふうに思います。今後、県に対して何か検討委員会を立ち上げて検討を求めるということに関しては現時点では考えておりません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

少し視点を変えていきます。県は施設の遮水シートなどの耐用年数について、コンクリートの建物の減価償却年数とか、配布された Q & A によりますと、2003 年の福岡高等裁判所の判決を引用して、建設差し止め請求訴訟事件の判例から、少なくとも、評価試験については太陽光線、熱、オゾン、酸、アルカリに対して 50 年以上の耐久性を有していることが認めると県は紹介しています。

しかし、住民が起した差し止め請求訴訟で 2007 年 1 月、千葉地裁判決では産廃廃棄物最終処分場の建設、使用、操業により、有害物質が漏水し、地下水が汚染されるおそれがあるとして、同処分場の建設使用、操業の差し止め請求が認められた事例判決では遮水シートの耐用年数については、異なる見解が示されています。千葉地裁は日本遮水工協会が遮水シートの寿命を 10 年を保証し、自主規格値を 15 年としていると聞いています。そして全国の遮水シートの破損事例もあげながら、設置工事の在り方、補修の在り方、漏水検知システムの対策などこうした安全の維持管理について、詳細にわたって提起をしています。

こうした事例があることを踏まえますと、建設予定地として受け入れを表明する前に県とも協力して検討委員会を立ち上げて、施設の安全性について住民の不安に答えるためにも町としてリスクはないと断言、言い切るのではなくて、県に任せてしまうのではなくて、候補地の地質や県が提起する施設の構造や資材の安全性、維持管理のあり方など、きちんと住民とチェックをする場として町が主体となり、住民の皆さんが参加できる施設を考える組織として考える会

などを作ることを求められていると思いますけれども、町長いかがでしょう。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。県のほうで施設としては遮水シートの使用は国の規定よりもさらに高い。安全性を確保した構造にするということで説明をしております。また満杯になった後も散水をしながらか管理をして浸出水として、全く問題ない状態になるまで、しっかり管理を続けますということを言われております。しっかり管理をしたうえで、埋め立てられた廃棄物を通して出てくる水が全く問題ないという状態になった時点で、どのような最終的な管理にするか埋め立てにするかということを決めていくというふうに言われております。

そもそも有害な産業廃棄物を持ってこないという、この管理型の産業廃棄物最終処分場でありますので、この排水の部分に関しましては、私はリスクはないというふうに判断しております。特に県に対してこういうリスクがあるんじゃないかということを経術的に言う私の知見がございませんので、県の説明を受けて納得しています。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そういう専門家的な判断が、いるかと思しますのでぜひ、ぜひ町として検討する場を住民参加で検討いただきたいとお願いの質問でございます。頭から否定するものではなくて、視野の中に入れていただきたいというふうに思います。

そこで3月議会で県から住民の賛成、反対の意思表示をどのように判断するのか。県から町に何か提示されていることはないかと質問しました。町長はその時点で2月中旬から県が住民の皆さんの不安に具体的な対策を示したり、その開催に努めているところであると、一定の理解がいただけたのではないかと判断ができる状況になるかと、つまり不安の声が小さくなってきたかどうか、また地域の振興についてのご意見、要望など、施設を受け入れた後に関する声が多くなってきたかどうか、が判断の一つの目安になるのではないかと考えが示されていると答弁をいただきました。町も同じ考えだということでありました。

しかし県は第一回選定委員会で、住民の皆様そして市町村のご了解をいただいたうえで、建設予定地を決定すると説明しました。理

解ではなく、了解という言葉をお互いに使って説明しています。少なくとも私が参加した説明会では、施設について理解を求める説明はしてきていると思います。了解を求めてきたことは一度たりともなかったのではないかと思います。町としてこういった地元説明会をどう捉えているか町長の見解をお伺いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。高知県としましては、県知事としましては、住民の皆様の理解が一定進んでいるという判断をされて、5月31日に私と永田議長宛に、施設の受け入れについて申し入れをします。このことで了解をしてほしいということで依頼をしてきたというふうに考えています。以上です。

1番（橋元陽一君）

県が説明しましたように地元の住民の皆様に了解をいただく手続きというのは極めて重大だというふうに思っています。特に地元での不安の声に答えるためにもそういった手続きが、私は必要だというふうに思います。30日の説明会でも一定の理解を得たと表明される県に対してどこにそういう声があるのかという怒りの声が地元から上がっているということにつながっているかと思います。知事に対しまして、町長自身も住民が持つ不安を重く受け止めて欲しいと伝えられております。このように住民の持つ意思をしっかりと把握する手立てとして、何か必要な手立てがあるんじゃないかと考えますけれども、町長は現在何か考えておりますか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。住民の皆さんから、例えば、より勉強会を開催したいとかですね、より色々な意見を聞きたいという申し入れがあれば、そういうことも考慮していかなければいけないなというふうに思っています。ただ現時点では県知事から施設の受け入れの要請を受けました。町執行部としましては町議会といたしましても、回答を出さなければいけないという段階に来ております。町執行部としましては、町長としましては今後庁議を通して決定をしていきたいと考えておりますが、県に対して回答する中で、住民の皆さん不安に思われている方、できればやっぱり近くには来てほしくない、思われている方のそういう不安の声をしっかりと受け止めながら今後の対応については町長としてしっかりと住民の皆さんに寄り添いながら進めていかなければならないと考えています。

以上です。

1 番（橋元陽一君）

住民の皆さんの不安を受け止める姿勢というのは、伺えますけれども、それをどういう方法で町民の皆さんに示すかということをお問われているんじゃないかというふうに私は思っています。県は施設説明について、加茂地区の住民の皆さんにもこれまでにアンケート調査を行って、不安や疑問の声を把握をしています。その集計結果については公表はされておりましたが、県としては地元の住民の皆さんが、建設を受けるかどうか、少なくともアンケート方式でも、加茂地区住民の 18 歳以上の有権者の方、現時点で、こういう方々に対して了解するかどうか、この意志を聞き取ることが最低限求められているのではないかと考えております。県がやらないのであれば、十分今もお答えがあったように住民の皆さんの声を受け止める努力を重ねる必要があると。その姿勢は今後も崩さないと言い続けておいでる町長に対しまして、町長自身にぜひやっていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。昨年の 12 月から地元の説明会を県のほうで開催をしていただいております。12 月の説明会の際、加茂の里での説明会には私は出席はできませんでした。それ以外の説明会については全て、出席をさせていただいております。その中で、住民の皆様の声をしっかり受け止めさせていただいてきたというふうに私は考えております。その中でやはり心配だと思われる住民の方の思いはしっかりと町長として受け止めさせていただかなければいけないというふうに思っております。

ただ、今、橋元議員のお話がありましたアンケート調査を町独自で開催すると、行うということは現時点で考えておりません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

ぜひアンケート等で住民の皆さんの説明会に参加されていない方の声も含めて把握できることを、検討していただきたいというふうに思います。昨夜も地元の方から電話で連絡がありました。これまでの説明会に参加できていなかったと、あつという間にことが進んでいると。そして本日は長竹地区の自治会長と元自治会長の方から、本日付けで現時点での長竹地区の住民の皆様を集計して町

長に届けたいという準備があるということをお聞きしております。いまだに地元では、不安や疑問を持たれている住民の方がたくさんいらっしゃいます。こういう声、声なき声、説明会に参加できなかった方々に対しまして、町としてしっかりそういう声を受け止める姿勢を何らかの形で提起をしていただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。本日、5時に長竹自治会の自治会長さんがおみえになるという予定になっております。これまで長竹自治会のご意見を書類でいただいたということもあります。説明会でも住民の皆様の声をお聞かせいただきました。また私のところに個別におみえになってお話をされるかたもいらっしゃいました。色々な声を受け止めてきました。その中で私は最終的に町長として、決断をしなければならぬ時期に来ているというふうに思っております。

今後改めてアンケート調査のようなことをして、改めて住民の皆様のお声を聞くということは、今考えておりません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

県のほうが時間的な猶予がないという中で建設予定地として決めて町長のほうに伝えてます。しかし、そういう時だからこそ、改めて県のほうに対しまして、これまで選定経過等を踏まえて様々な疑問を持たなければならない。次々に湧いてくるような状況の中で拙速に結論を出していくんじゃなくて、しっかり住民のお声を聞くことを最優先して前に進んで行っていただきたい。建設予定地として受け入れを表明する前にまだまだ町としてやらなければならない課題がたくさんあると私は判断します。ぜひ拙速に、受け入れの表明をされないよう申し添えましてこの件は終わりたいと思います。時間がなくなってまいりました。

2つ目の質問に移ります。図書館建設にかかわる問題であります。先の3月議会定例会で合築問題について質問をいたしました。その段階ではまだ方向が決まっていなかった。今年度、年度改まってから、町長が判断された時に議会にも報告するというものであります。5月27日の全員協議会の場で、町長より合築の方向で新図書館建設を進めるという説明を受けました。そして本定例会の町政報告の中にも経過を進めた概要の説明がされております。これまで町民に

とって、よりよい図書館を建ててほしい、本当にこういう図書館ができてよかったねという声が広がるような、図書館建設に向けまして検討委員会でも議論がされてきたというふうに思います。この間、随分時間がかかっているかと思えます。合築か、単独かその方向を決定することで時間を要してきておりますけれども、何が課題であったのか、改めてこの経過の中での課題をお聞かせさせていただきたいと思えます。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。検討委員会の中でも、私から説明をさせていただきましたが、文教の町佐川として佐川の教育をどのように今後していったらいいのかということをお自身、色々住民の皆様や専門家の意見も聞きながらずっと考えておりました。なかなか教育というものはこれでいいんだという方向を決めることが、難しいものであります。

2期目に入りまして、やはり文教の町佐川として佐川の教育未来につながる教育、今を一生懸命生きるための教育を考えなければいけないということで、昨年度、地方創生事業として国のほうに提出をして認定をいただくことができました。地域ぐるみふるさと学とシティプロモーション事業ということになります。その中で今、佐川未来学という名前にしまして、文教の町佐川としての佐川の教育学校教育、住民の皆さんの生涯学習のあり方を今模索検討しております。その中で図書館は連動する大切な知の拠点となります。主体的な学びの拠点となります。佐川未来学の方向性が一定定まってきた中で、この新図書館のあり方をしっかりと見定めて判断して決定をして進めていきたいという思いがありましたので、少し時間がかかってしまいました。私が、なかなか要領を得ない部分がありまして、時間がかかったことをこの場で説明させていただきたいというふうに思っております。以上です。

1番（橋元陽一君）

熟慮に熟慮を重ねて、構想を描かれて合築の方向が決定されたという経過があるかと受け止めることができるのではないかと思います。合築の方向が決定されたばかりで大まかなことしか、確認されてない段階だと思うんですけども、建設予定地、また建物の構想、概略的なことと、合築による予算規模それからその予算の裏づけについて今の段階で大まかなことにかまんとしますので、具体

的なことをご説明いただければと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。予定地としましては、旧の細木木材さんの跡地を検討しております。ただ所有者の方と詳細を今後詰めていく必要がありますので、その中で決定をしていく必要があるというふうに考えております。施設の規模としましては、現時点での概略となりますが、複合施設の中で2千平方メートル程度になるのではないかとこのように思っております。予算につきましては現時点で資材の費用の高騰とか変化とかありますので、なかなかはっきり言えませんが、8億から10億前後の予算規模になるのではないかと想定しております。以上です。

1番（橋元陽一君）

これまで検討委員会では合築問題とは切り離されて検討も進められた経過もあるかというふうに思います。合築を決めてこれから建設に向けてスケジュールについては変更がないと、教育長も補足をされておりますけれども、これまでの方向が検討されて合築の方向が決まった段階で今後のスケジュールについて、どういうふうに動きがあるかご説明をいただきたいと思っております。

教育長（川井正一君）

それでは私のほうから今後のスケジュールについて答弁をさせていただきます。まず、令和5年度中の図書館の開館、これについては変更がございません。順を追ってご説明しますと、まず新図書館につきましては、本年度中に基本構想を策定する予定にしております。青山文庫も今回あわせて複合施設ということになりましたので、青山文庫につきましても整備方針の策定するための検討委員会を設けたいと思っております。歩調を合わせまして、今年度中に青山文庫につきましても、基本構想を策定したいと考えております。

そして来年度令和2年度には基本計画を策定する、これも青山文庫と同じ流れ、青山文庫も同じ流れで入り、できれば令和2年度の後半ぐらいに、基本設計に取り掛かれるそういったスピード感を少し持ちたいなあというふうに考えております。

そして令和3年度には基本設計が仕上がり前半部分で、そして実施設計、これも青山文庫も同じ流れで入り、建設工事に着手しますのは複合施設として令和4年度に建設工事に着手し、図書館につきましては翌年度の令和5年度開館を目指しております。

一方、青山文庫につきましては適切な資料展示、また保管のため、新施設の化学物質でありますとか、水分を飛ばす一定の枯らし期間が必要となりますので、開館は少なくとも1年程度遅れると、早くて、図書館開館の翌年、令和6年度になるのではないかと。現時点ではそういう見込みをしております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

図書館建設のスケジュールは大きなずれはないと、青山文庫については少し1年ほど遅れるということでありました。ぜひこれまでも時間を要した部分も含めて、子供たちから高齢者の方々まで幅広く町民の方が利用しやすい、町長の答えにもありました本当に佐川に相応しい文教の町に相応しい図書館になって良かったねと声が届くような町民の皆さんの声をしっかり受け止めながら取り組みを進めていただきたいと思います。

続きまして、3つ目の質問でございますけれども、町営住宅入居条件についてであります。先ほど坂本議員が随分と質問されて私の質問する事項はほとんどなくなっております。ただスケジュール的なことを少し聞かせていただきたいと思います。昨年の12月議会で入居条件につきまして、保証人が2名があったために入居できなかった方の相談を受けまして役場のほうにも対応していただきました。その時の役場の方々の対応は本当に懇切丁寧に対応していただいたこと、申し入れがあった方々含めて感謝をしているところであります。しかしその時点で2018年度の国土交通省からの通知もあって連帯保証人の義務付けを免除する規定については削除されているので、できるだけ保証人については今後検討していくという答弁もありました。3月議会を待ちましたけれども、6月議会を待ちましたけれども、具体的な動きがありませんでしたので、質問事項に付け加えたところでもあります。この入居条件を含めた公営住宅の条例改正や規則改正に向けてのスケジュールを少し教えていただきたいと思います。いつまでに改善する見込みがあるか。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。ご質問のありました連帯保証人の件につきましては、9月議会の定例会に改正の条例案を上げるべく、今検討中でございます。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

了解いたしました。それで12月議会の時に取り上げましたけれ

ども、その時に募集方法も変わって定期化したと、今回2回目か3回目定期化されて募集が行われていると思いますが、それまでの募集の方法と比べて何か変わったことがあるかないか、教えていただければと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。今まで定期化する前までの入居の募集につきましてですけれども、概ねここ3年間ぐらいは大体概ね10戸以上の空き室ができた時に募集を行っていたということで、不定期に行っていたということでした。本年度平成31年から年3回の募集を定期化しようということで、つい先月5月に第1回目の募集を行いました。今後は、空き室の数に限らず、空いておるような状況であれば今後の予定としては今年度あと9月、1月に募集をするという予定にしております。以上でございます。

1番（橋元陽一君）

すいません、1回目ということで変化を、募集期間が決定されて何月何日に募集しますということで、放送もされたりして、募集のされた経過を把握しているつもりですが、空き室に応じて、募集の動向変化はあったかなかったか。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。募集の動向に変化があったかなかったかどうかはまだはっきりわかりません。まだ第一回の募集でもありますし、それにその時々々の募集の状況によって応募される方の人数もかわってまいりますので、そのあたりの変化というのも特にわからないと思います。

ただ考えられますことは、今まで不定期に募集を行っていたということでいつ頃住宅の募集があるだろうかというような声をいただいたこともあります。実際、いつ住宅の募集を行うかという問い合わせがあったこともあります。そのような中で空き室があれば定期的に、募集を行うということで、応募するのに一応その心構えと言うのはおかしいですけれども、一応このあたりに入居があるということがわかるのではなかろうかというふうには考えております。以上でございます。

1番（橋元陽一君）

ぜひそういう募集の方法等も含めて住民の皆さんにとって利用しやすいといいますか、申し込みしやすいシステムになっていただ

きたいというふうに思います。昨年最初言いました12月の時にも、町の方に対応していただいたんですけれども、その前に民間の方が生活保護基準に相当する額ということで、近くでアパートを提供しますということをしていただいて、急遽、急いでいましたけれども間に合わなかった、町営住宅に入るのが間に合わなくて急遽そちらのほうに動いたということもありました。公営住宅を必要とする方については、住む場所があるかないかということは毎日の生活が、命にかかわる極めて重要な問題だというふうに思っております。住むところに困っている方に手の届く制度として絶えず利用者側の立場としてのチェックも求められているのではないかと思います。今後公営住宅の入居条件を規定した条例、それから規則の改正等が9月に向けて進められていくということでもあります。

もし設置をされたら既に入居されている方が例えば保証人の条件が変わったということも想定できるかと思っておりますけれども、既に入居されている方についても変えられた規則について例えば、改正される時の段階で保証人が居なくなってしまったということも含めて対応できると伝えたら良いのかそこだけ教えていただきたい。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。そのあたりも含めての検討ということになるかと思っております。この連帯保証人の人数とか保証人について検討する中で課題として連帯保証人を不要全くゼロとした場合については身寄りのない方がお亡くなりになった場合、その残地物の処理や退去時の修繕費の取り扱い、あとは住宅使用料に未納が生じた場合の債権回収などの課題というものも出てまいります。その辺りも含めて先ほど橋元議員が言われた現在の方も含めてその辺りも含めて検討したいということで今現在どういうふうにするかという考えで、ここで今お答えすることができませんので、ご承知いただきたいと思っております。

1番（橋元陽一君）

了解しました。誰もが安心して暮らすことができる幸せになれるまちづくりの重要な事業のひとつだと私は捉えています。ぜひ一日も早く、こうした規則によって不利益が生じないように条例や規則の改正も進めていただきたいとお願いをいたしまして私の質問を終りたいと思っております。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、1 番、橋元陽一君の一般質問を終わります。
諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議を、11 日の午前 9 時とします。

本日は、これで延会します。

延会 午後 4 時 18 分

